

下高井戸学童クラブ運営業務公募型プロポーザル実施要領

別 冊



平成 28 年 7 月



目次

1 学童クラブ運営にあたっての条件	1
2 運営業務を委託する学童クラブ	1
3 対象学童クラブの現況等	2
4 事業規模等	2
5 準備委託契約	4
6 企画提案書の内容等	5
7 施設見学会	8
8 その他	9
様式	10
資料編	26

※ この別冊は、「下高井戸学童クラブ運営業務公募型プロポーザル実施要領」の補足説明や様式等を掲載しています。

※ このプロポーザルへの参加にあたっては、「下高井戸学童クラブ運営業務公募型プロポーザル実施要領」をご確認ください。

1 学童クラブ運営にあたっての条件

杉並区の学童クラブ運営にあたっては、次に掲げる事項をすべて確実にこなすことが条件になります。

- (1) 平成 29 年度当初から区と運営業務委託契約を締結し、杉並区学童クラブ運営指針に示す水準を維持しながら、運営業務を安定して行えること。
※杉並区学童クラブ運営指針については、「資料編」を参照してください。
- (2) 平成 29 年 1 月から 3 月までの期間について、区と準備委託契約を締結し、運営業務全般にわたり引き継ぎができること。
※準備委託契約の業務内容等の詳細については、「5 準備委託契約」を参照してください。
- (3) 平成 29 年 4 月から 6 月までの期間について、区の助言などに基づき、1 月から 3 月までの引継ぎ期間に習熟した育成水準の一層のレベルアップを図れること。(7 月以降も必要に応じて助言などを行うことがあります。)
- (4) 学童クラブと子育てを支える地域づくりに関する基本姿勢と理念などを持って、学童クラブ運営を行うこと。
- (5) 児童福祉法等関係法令を遵守し、児童の権利に関する見識を持って、学童クラブ運営を行うこと。
- (6) 現行の学童クラブの水準を維持すること。また、新たなニーズに柔軟に対応するとともに、区の助言等に対し適切に対応すること。
- (7) 職員及びクラブ長の配置については、以下に掲げる事項を満たすこと。
 - ① 学童クラブには、複数の職員を配置すること。また、区の示す職員配置の水準を参考に、これを下回ることがないよう適切に職員を配置できるようにすること。
※区の示す職員配置の水準については、「4 事業規模等」を参照してください。
 - ② 学童クラブに配置する常勤職員(常勤の正規職員として雇用している者)は、次のいずれかに該当していること。
 - 保育士または教員の資格を有する者
 - 児童福祉施設の職員養成学校を卒業した者
 - 大学において心理学、教育学、社会学、児童福祉学、社会福祉学またはこれに類する学科を修めた者
 - ③ 学童クラブに、クラブ長(学童クラブの責任者)を配置すること。
 - ④ クラブ長は、常勤職員とすること。また、児童福祉施設・事業、または、学校教育法に定める幼稚園・小学校・中学校での勤務経験、もしくは児童の健全育成活動に携わった期間が、概ね 5 年以上ある者とすること。
 - ⑤ 職員は学童クラブ専任とすること。

2 運営業務を委託する学童クラブ

- 下高井戸学童クラブ(平成 29 年 4 月区立高井戸第三小学校内移設予定)
所在地 杉並区下高井戸 4-16-24
児童受入枠(定員) 150 人(予定)

3 対象学童クラブの現況等

(1) 下高井戸学童クラブ（下高井戸児童館内）

以下は、下高井戸学童クラブの現況です。

- 所在地 杉並区下高井戸 4-19-6
- 主な対応小学校 区立高井戸第三小学校
- 学童クラブ面積 約 149 m²
- 児童受入枠（最大受入数） 113 人
- 在籍児童数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

単位：人

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5・6 年生	計
児童数	41 (1)	33 (2)	20 (1)	15 (0)	2 (1)	111 (5)

※（ ）内は、特別支援児童の在籍数（内数）

○ 在籍児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）

単位：人

年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
児童数	70	75	71	81	90

○ 児童の出席状況（平日）

単位：人

	月初登録数	平均出席数	出席率
平成 27 年 4 月	90	72	80.0%
平成 27 年 8 月	84	50	59.5%
平成 27 年 9 月	84	71	84.5%
平成 28 年 2 月	79	62	78.5%

4 事業規模等

(1) 委託料

- ① 参考価格（下表参照）を上限として、受託法人と協議のうえ、委託料を決定します。（参考価格の想定内容に変更が生じたような場合には、新たな条件の下、協議の上、委託料を決定します。）
- ② 特別支援児童対応経費は、特別支援児童の入会の有無により、別途委託料に算定します。
- ③ 原則として、四半期ごとに分割して概算払いし、年度末に精算します。（特別支援児童対応経費は、特別支援児童の入退会の有無によって、著しく業務量が増えるため、精算の対象とします。）
- ④ 準備委託契約又は本契約の期間中に、委託内容に関して不履行があった場合には、違約金として契約金額の 10%相当額を課することがあります。

1 クラブあたりの委託料（参考価格）

項目		金額 (単位：円)	内 訳
常勤職員 等人件費		43,008,000	○常勤職員等の人件費 ○学校休業期間中の短期・短時間アルバイト の経費
固定費	運営事務費	1,559,000	○教材費、事務用品費、雑誌購入費 ○電子複写機費、郵便料、事業旅費 ○遊具費、行事用消耗品費 ○事業費、研修費 ○その他クラブ運営に必要な経費
	管理事務費		○蛍光管、トイレトーパー、ごみ処分費 等施設の日常的な維持経費 ○賠償責任保険料
	法人事務費		○法人の事務経費（収益等を含む。）
計		44,567,000	
<p>〔注意事項〕</p> <p>1 上記金額には、次の経費は含まれていません。</p> <p>① 特別支援児童対応経費（加配職員の人件費）</p> <p>② 光熱水費、電話料</p> <p>③ 施設の修繕費（畳替え、窓ガラスの破損等を含む）</p> <p>④ 備品費（修理、買い替え等を含む）</p> <p>⑤ 定期清掃、害虫駆除に要する経費</p> <p>※ ②～⑤の経費は、区が直接負担します。</p> <p>2 常勤職員等人件費は、区の示す職員配置の水準（「登録児童数＝定員」の場合）をもとに算定しています。</p>			

(2) 学童クラブの対象となる児童、育成時間、休業日

【対象児童】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童。

【育成時間】

通常時 児童の下校時～午後 6 時 30 分
 学校休業日（夏休み等） 午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分
 土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

※ 午後 6 時以降及び土曜日の育成は、登録制です。

【休業日】

日曜日
 国民の祝日に関する法律に定める休日
 年末年始（12/29～1/3）

(3) 区の示す職員配置の水準（参考）

■定員 150 人の学童クラブの場合

○登録児童数 131 人以上 140 人以下のとき… 配置職員数 13 人
 （内訳：常勤職員 4 人、非常勤職員 9 人）

○登録児童 141 人以上 150 人以下のとき… 配置職員数 14 人

(内訳：常勤職員 4 人、非常勤職員 10 人)

※ 上記のほかに、特別支援児童が入会している場合、その児童に対する支援の必要度（介助度）に応じて職員（非常勤職員）を加配置する。

※ 区の非常勤職員の種類と勤務形態（参考）

嘱託員 1 日 7 時間 45 分＋休憩時間 1 時間、月 16 日勤務

パート 1 日 6 時間＋休憩時間 1 時間、週 5 日勤務

臨時職員 1 日 4 時間（休憩時間なし）、月 20 日以内

(4) その他

- ① 当該学童クラブの施設、設備、備品は、無償で使用できる形となります。
- ② 学童クラブの入会決定は、区が行います。区が入会承認した児童を受け入れていただきます。
- ③ 特別支援児童は、原則として 4 名まで受け入れていただきます。この場合、特別支援児童入会審査会で決定した介助度に応じて、新たな職員配置が必要となることがあります。（特別支援児童対応経費は、委託料で措置します。）

5 準備委託契約

(1) 契約期間

平成 29 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで（引継ぎ期間）

(2) 委託の概要

① 常勤職員等の配置

常勤職員は、契約開始当初から、その他の職員は、別途区が指定する期間から、配置していただきます

② 業務対象日・時間等

月～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 6 時 45 分の間で指定する日時（詳細については、区と別途協議します。）

③ 業務内容

- 区の提示する「引継ぎ計画書」に基づく円滑な運営の引継ぎを行うこと。（児童青少年課で行う業務内容の説明等を含みます。）
- 職員配置表を作成し、契約開始後、速やかに区への提出及び保護者への配布を行うこと。
- 「保護者へのおしらせ」等、適時、必要な文書の作成・配布を行うなど、準備業務の執行状況等を保護者へ周知すること。
- 平成 29 年度学童クラブ運営計画の作成・配布を行うこと。
- 定例打合せ会への出席をすること。

(3) 委託料

常勤職員等の配置に係る経費を委託料として支払います。委託料は、本契約に準じて、受託法人と協議のうえ決定します。

6 企画提案書の内容等

(1) 企画提案書の内容

以下の内容について具体的に提案してください。

I 学童クラブの運営水準の維持・継続に関する提案

1 法人の理念・組織などについて

○法人の運営理念

定款に掲げる「目的」を転記してください。（定款の「目的」の変更を予定している場合には、変更箇所がわかるよう明示し、その内容も盛り込んでください。）

○法人の組織

理事会、評議員会、総会、スタッフ会議等、定期又は不定期に開催している会議の実施状況についてもれなく記入してください。（会議の開催回数、議題、参加者数なども記入してください。）

○法人の活動実績

貴法人の活動を、子育て支援・児童に係る活動（教育活動や健全育成に関する活動など）とそれ以外の活動とに分けて、活動の歴史や実態がわかるよう具体的に記入してください。

また、自治体業務に関する運営の実績（委託業務、補助事業等）があれば、記入してください。

2 学童クラブの運営に関する提案

(1) 育成内容

○基本方針

学童クラブを運営するにあたっての基本方針、運営理念について記入してください。

○日常の育成内容

日常の育成内容に対する具体的な考えを記入してください。

○生活指導等

生活指導全般にわたる考え方や方針について、具体的に記入してください。

○特別な配慮が必要な児童への支援

日常のケア、遊びの支援など、特別な配慮が必要な児童への支援についての考えを記入してください。

○行事計画

行事計画を立案するにあたっての基本的な考え方について記入してください。

○地域の実情に即した運営

対象学童クラブの立地条件等の環境要因等を十分把握した上で、どのように地域の実情に即した運営を行っていくのかを具体的に記入してください。

○特別支援児童対応

特別支援児童（心身に障害がある児童）に対してどういった対応を考えているか、具体的に記入してください。

また、貴法人の障害児（者）に対する取組みがありましたら記入してください。

○おやつ

おやつ（補食）に関する基本的考え方について記入してください。

(2)安全・衛生・健康管理

○健康管理

児童の健康管理に関する考えや計画を具体的に記入してください。

○衛生管理・環境整備

衛生管理・環境整備に関する考えや計画を具体的に記入してください。

○事故・急病時対応

事故や急病時に対する対応としてどのようなことを考えているか記入してください。

※ 事故発生時の保険適用（区で加入している保険）は次のとおりです。

○自治体損害賠償保険

○児童館施設管理包括傷害・行事参加者傷害保険

（委託対象時間外や休業日も対象となります。）

○生産物賠償責任保険

（おやつや行事中の食事時の食中毒対応を主な内容とします。なお、受託法人がこれ以外に飲食物の提供を行う場合は、受託法人の責任となります。）

○危機管理

地域の実情を踏まえたうえで、危機管理全般にわたる考えについて、基本的な考えと個別の項目にわけ、具体的に記入してください。

(3)子ども家庭支援・保護者・地域関係機関との連絡・連携

○子ども家庭支援

支援の必要な子どもや家庭に対する支援、虐待対応に対する考えを記入してください。

○保護者や父母会との連絡・連携

保護者や父母会との連絡・連携をどのように考えているかを記入してください。

○児童青少年課・所属児童館などとの連絡・連携

児童青少年課や児童館との連絡・連携に関する考えを具体的に記入してください。また、これら以外に貴法人が必要と考える機関などとの連絡・連携に関する考えを記入してください。

○地域との連携・協働

地域との連携・協働に対する考えを記入してください。

(4)運営管理

○職員の健康管理

職員の健康管理についての考えを具体的に記入してください。

○情報提供と個人情報保護

学童クラブ運営に係る保護者等に対しての情報提供をどのように行っていくか、また、個人情報保護の具体的な方策を記入してください。

(5)円滑な引継ぎ計画

平成 29 年 1 月～3 月は、法人職員が学童クラブで勤務し、業務に関する引継ぎをもれなく行う期間として計画しています。この引継ぎにつ

いて、貴法人の考えを、基本的な考え方と実際の引継ぎ計画とに分けて記入してください。

II 現状を踏まえたサービス向上に関する提案

1 運営上の工夫

○意見・要望等対応

保護者からの意見や要望等についてどういった考えがあるのか、また、それらにどう対応しようと考えているのか具体的に記入してください。

○サービス向上に向けた提案

委託開始時、ただちに実施することはできなくても、サービス向上に向け、将来的に行っていきたい提案がありましたら、その内容と理由、実施時期の目途、期待される効果等について具体的に記入してください。

○評価

外部評価など評価に関する貴法人の考えを記入してください。

2 付加的サービスの考え方

○学童クラブに付加するサービスの考え方

貴法人の考える学童クラブに付加するサービス（付加的サービス）の具体的な内容と料金設定について、記入してください。

※ 付加的サービスとは…委託する運營業務以外に、法人が独自に行うサービスを指します。サービスは、法人と保護者との私的契約によって提供され、利用料は法人の収入となります。

III 地域における子育て支援の役割に関する提案

○地域の子育て支援に対する考え方

地域における子育て支援に対する考えを、①基本的な考え方(理念)、②自らが果たすべき役割、③具体的にどのような活動を考えているか、に分けてそれぞれについて記入してください。

(2) 対象学童クラブの平成 29 年度登録児童数（想定）

職員配置計画、委託料積算調書の作成にあたっては、次の想定数を参考にしてください。

○ 下高井戸学童クラブ

単位：人

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5・6 年生	計
児童数	40 (1)	40 (1)	30 (2)	15 (1)	5 (0)	130 (5)

※ () 内は、特別支援児童数（内数）

(3) 委託料の積算

- 委託料積算調書作成にあたっての前提条件
 - ・ 特別支援児童に対する支援の必要度は、加配置職員 1 人相当であるものとします。
 - ・ 人件費については、最低賃金を保証することは勿論のこと、賃金構造基本統計調査等を勘案してください。
- 委託料として積算する必要がある経費
 - ・ 人件費
 - 雇用保険等の事業主負担分を含めてください。
 - 学校休業日（夏休み等）に対応するために必要な経費があれば、その経費も積算してください。
 - ・ 運営事務費
 - 年間事業計画に基づく事業、行事の経費等クラブ運営に必要な一切の経費を積算してください。
 - （教材費、事務用品費、雑誌購入費、電子複写機費、郵便料、事業旅費、遊具費、行事用消耗品費、事業費、研修費等）
 - ・ 管理事務費
 - 照明器具交換費用、トイレトペーパー代、ごみ処分費等施設の日常的維持に必要な一切の経費を積算してください。
 - ・ 法人事務費
 - 当該クラブを受託するのに必要な法人としての経費を積算してください。（収益も含みます。）
- 委託料として積算する必要のない経費
 - ・ 光熱水費、電話料
 - ・ 施設、設備、備品の維持経費
 - ・ 昼食、おやつに関する経費
 - 昼食は弁当持参、おやつ代は利用者が負担します。（月額 1,800 円）
 - ・ 消費税

7 施設見学会

次のとおり、対象学童クラブの施設見学会（周辺地域、移設予定地等を含む。）を実施します。参加を希望される法人は、7月5日（火）午後5時までに担当課へ電話（3393-4760）で希望回・参加人数をご連絡ください。

なお、学童クラブの見学は、この機会をご利用ください。原則として、個別の見学は実施いたしません。

- 施設見学会実施日時
 - 第1回 平成28年7月8日（金）午前10時～11時
 - 第2回 平成28年7月11日（月）午前10時～11時
- 施設見学会スケジュール
 - 10:00 京王井の頭線「西永福」駅改札集合
→下高井戸児童館→高井戸第三小学校
 - 11:00 現地解散

- その他
 - ・見学会への参加は、一法人3名までとさせていただきます。
 - ・見学は、徒歩で移動します。

8 その他

(1) 受託候補者として決定後のスケジュール

- 委託移行前準備調整期間 平成28年10月下旬～平成28年12月末
 - ※ 区及び保護者との間で、移行に向けての詳細な打ち合わせを行います。
 - また、必要な場合は、この期間に、職員募集も行っていただきます。
- 引継ぎ期間 平成29年1月4日(水)～3月31日(金)
 - ※ 法人の職員が実際に学童クラブに勤務し、一人ひとりの子どもの特性や人間関係等を把握するとともに、日常業務を習熟していただきます。
- 委託開始 平成29年4月1日(土)
- 委託開始後の引継ぎ ～おおむね平成29年6月30日(金)
 - ※ 引継ぎ期間に習熟した業務に関する技能をより一層レベルアップするため、児童館長など区の職員が定期的に運営状況を把握し、必要に応じて助言等を行います。

(2) 委託開始後の助言等

- 助言等
 - 必要に応じて、日常運営での助言等を行います。また、区が行う職員研修の受講機会を提供します。
- モニタリング
 - 公共サービスの担い手としてふさわしいサービスを提供しているか、継続的にモニタリング（管理・監督）と評価を行います。
- 学童クラブ運営協議会への参加
 - 学童クラブ運営協議会の構成員として参加していただきます。この協議会は、学童クラブ保護者の代表、受託者、児童館職員、地域の児童福祉関係者などで構成し、運営内容などの検証や運営に関する協議を行います。

(3) 契約終了時の引継ぎ等

- 引継ぎ
 - 委託契約を終了し、新たな受託者に運営を引継ぐこととなる場合は、区と協議の上、新たな受託者との間で必要な引継ぎを行っていただきます。
- 消耗品の取り扱い
 - 運営の切替時に、学童クラブ運営で使用している消耗品の在庫がある場合は、原則として、新たな受託者に無償で提供していただきます。

様 式

(様式1)

平成 年 月 日

参加申込書

杉並区子ども家庭担当部長 宛

所在地

法人名

代表者氏名

印

杉並区が公募した下高井戸学童クラブの運営業務に係るプロポーザルに参加しますので、企画提案書等の提出書類を別紙一覧のとおり提出します。

なお、受託候補者に選定された場合は、学童クラブ運営業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

また、参加申込書及び提出書類の記載内容に相違のないことを申し添えます。

ふりがな 法人名		
ふりがな 事務担当者氏名		
主たる事務所		所在地 TEL FAX
区からの連絡先 (いずれかを選択)		<input type="checkbox"/> 主たる事務所 (担当者) <input type="checkbox"/> 代表者 (TEL) (FAX) <input type="checkbox"/> 事務担当者 (TEL) (FAX)
参加資格 (該当にチェックをつける)	事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 申し込み日現在、東京都内に主たる事務所がある。
	法人種別 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 (NPO法人)
		<input type="checkbox"/> 社会福祉法人
		<input type="checkbox"/> 学校法人
	その他の条件	<input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない。
		<input type="checkbox"/> 子育て支援・児童に関する事業・施設の運営又は受託実績等がある。
		<input type="checkbox"/> 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に定める指名停止要件に該当していない。
<input type="checkbox"/> 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していない。		
	<input type="checkbox"/> 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない。	
	<input type="checkbox"/> 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納している。 (又は課税されていない。)	

提出書類一覧 (正本1部・副本2部提出)

No.	提出書類	備考	区確認欄
1	参加申込書		
2	法人登記簿謄本 ※正本のみに添付		
3	定款(写)		
4	設立趣旨書		
5	法人構成員名簿		
6	法人の組織図		
7	年間事業計画書		
8	子育て支援・児童に関する事業・施設の運営実績、受託実績に関する書類 ※正本のみに添付		
9	納税証明書 ※正本のみに添付		
10	収支決算に関する書類 ※各直近3か年分		
	①事業報告書		
	②計算書類		
	○NPO法人の場合		
	財産目録		
	貸借対照表		
	収支計算書		
	役員名簿及び名簿の内報酬を受けたことがある者の名簿		
	○学校法人の場合		
	財産目録		
	貸借対照表		
	資金収支計算書・同内訳表		
	消費収支計算書・同内訳表		
	附属明細表		
	○社会福祉法人の場合		
	財産目録		
貸借対照表			
資金収支計算書・同内訳表			
事業活動収支計算書・同内訳表			
附属明細表			
③監事による監査報告書			
④公認会計士による監査報告書(実施している場合)			
⑤法人税申告書(直前期分)			
11	職員給料表		
12	就業規則		
13	職員育成計画書		
14	企画提案書		
15	学童クラブの一日		
16	年間行事計画		
17	行事企画書		
18	週間おやつメニュー		
19	職員採用計画書		
20	クラブ長として予定している職員の経歴書		
21	職員配置計画書		
22	職員ローテーション表		
23	委託料積算調書		

※提出できない書類がある場合は、備考にその理由を記載してください。

(様式2)

ヒナ形

法人構成員名簿

作成上の留意点

- ① 名簿は、このヒナ形に沿って作成してください。
- ② 名簿は、正本用と副本用の2種類を作成してください。正本用には、氏名、住所を記載したものを、副本用には、作成例のように氏名欄は空欄に、住所欄は町丁目までを記載したものを作成してください。
- ③ 主な活動履歴は、児童健全育成などに関する活動や地域における活動についてなるべく具体的に記入してください。
- ④ 役員名簿は、必ず提出してください。その他、評議員会などを設けている場合には、それらの名簿（構成員が多数の場合は、その一部でも可）も提出してください。

作成例

職名	氏名	住所	主な活動履歴
会長		阿佐谷南一丁目	平成3年より、青少年委員を務めている。
副会長		高円寺北四丁目	昭和60年以來、△△児童館で、ボランティアとして活動している。
理事		中野区本町一丁目	
〃		上荻二丁目	平成元年から8年まで、杉並区立〇〇保育園に保育士として勤務していた。
〃			
〃			
監事			

(様式 3)

ヒナ形

企 画 提 案 書

企画提案書作成上の注意

- ① このヒナ形をもとに、パソコン（ワード、エクセルなど）又はワープロなどで、企画提案書を作成してください。
- ② 提案内容の本文は、原則として「明朝体・フォントサイズ 12 ポイント」で作成してください。（必要に応じて、太字、下線、網掛け、フォント変更等を行っていただいても結構です。）
- ③ 提案内容に関する字数の制限は、一切ありません。
- ④ 企画提案書の写し（副本として 2 部提出）は、法人名・個人名・住所・電話番号等、法人又は個人が特定できないようにしてください。

法人名	
-----	--

I 現在の学童クラブの運営水準の維持・継続に関する提案

1 法人の理念・組織などについて

<p>(1)</p>	<p>法人の運営理念</p>
<p>(2)</p>	<p>法人の組織</p>

(3)	法人の活動実績

2 学童クラブの運営に関する提案

(1)	育成内容
①	基本方針
②	日常の育成内容
③	生活指導等

	特別な配慮が必要な児童への支援
④	行事計画
⑤	地域の実情に即した運営
⑥	特別支援児童対応

⑦	おやつ
---	-----

(2)	安全・衛生・健康管理
①	健康管理
②	衛生管理・環境整備

③	事故・急病時対応
④	危機管理

(3)	子ども家庭支援及び保護者や地域、関係機関との連絡・連携
①	子ども家庭支援

②	保護者や父母会との連絡・連携
③	児童青少年課・所属児童館などとの連絡・連携
④	地域との連携・協働
(4)	運営管理

①	職員の健康管理
②	情報提供と個人情報保護

(5)	円滑な引継ぎ計画
①	基本的な考え方

②	引継ぎ計画
---	-------

Ⅱ 現状を踏まえたサービス向上に関する提案

1 運営上の工夫

(1))	意見・要望等対応
(2))	サービス向上に向けた提案

(3))	評価
----------	----

2 付加的サービスの考え方

(1))	学童クラブに拡張・付加するサービスの考え方
①	具体的な内容
②	料金設定

Ⅲ 地域における子育て支援の役割に関する提案

地域の子育て支援に対する考え方

(1))	理念
(2))	役割

<p>(3)</p>	<p>活動</p>
-----------------	-----------

資料編

添付資料

- 杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の
基準に関する条例 ……27
- 杉並区学童クラブ事業運営要綱 ……31
- 杉並区学童クラブ運営指針 ……39
- 杉並区学童クラブ運営委託方針 ……41
- 杉並区立児童館運営指針 ……43
- 学童クラブ入会案内（平成28年度版） ……45
- 学童クラブの1日の流れ ……66

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成26年10月14日

条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 杉並区（以下「区」という。）は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(放課後児童健全育成事業者の責務)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として提供されなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

2 前項の訓練（避難及び消火の訓練に限る。）は、定期的にこれを行わなければならない。
（職員の一般的要件）

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第10条 放課後児童健全育成事業所の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。
（職員）

第11条 放課後児童健全育成事業所には、次項に規定する放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

（1） 保育士となる資格を有する者

（2） 社会福祉士となる資格を有する者

（3） 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したものであるもの

（4） 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

（5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（6） 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

（7） 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（8） 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（9） 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が相当と認めたもの

3 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が提供する支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

4 前項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時

に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる放課後児童健全育成事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 開所している日及び時間
- (5) 利用者の保護者から受領する費用の額
- (6) 利用定員
- (7) 通常の放課後児童健全育成事業の実施地域
- (8) 放課後児童健全育成事業の利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他放課後児童健全育成事業の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、その提供した支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その提供した支援に関し、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(1) 小学校の休業日 1日につき8時間

(2) 小学校の休業日以外の日 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき280日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康の状態及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、区、児童福祉施設、利用者の就学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、区、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第11条第2項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

杉並区学童クラブ事業運営要綱

昭和59年3月29日

杉児福発第564号

改正	昭和59年10月31日杉児福発第264号 昭和61年10月2日杉児福発第274号 昭和63年3月5日杉児福発第424号 平成元年5月10日杉児福発第50号 平成4年10月15日杉児福発第391号 平成6年7月29日杉児福発第265号 平成8年2月29日杉児福発第688号 平成12年4月1日杉児青発第865号 平成15年6月10日杉保青発第120号 平成18年3月20日杉並発第95215号 平成20年12月15日杉並第51803号 平成22年3月9日杉並第63377号 平成26年10月30日杉並第40640号 平成27年11月10日杉並第41862号	昭和60年10月11日杉児福発第277号 昭和62年2月26日杉児福発第541号 昭和63年6月8日杉児福発第99号 平成3年7月6日杉児福発第180号 平成5年12月6日杉児福発第461号 平成7年3月10日杉児福発第694号 平成9年8月29日杉児福発第375号 平成13年3月13日杉児青発第810号 平成17年3月28日杉並発第94482号 平成19年3月16日杉並第81377号 平成21年6月8日杉並第14584号 平成26年3月31日杉並第69822号 平成27年1月30日杉並第56329号 平成28年1月29日杉並第54789号
----	--	--

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除き、小学校及び小学校と同等とみなされる学校（以下「小学校等」という。）の児童で家庭において適切な保護に欠ける児童に対し、杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号に規定する学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の運営に必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 学童クラブの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童一人ひとりの状況を把握し、健康管理、安全の確保を図る。
- (2) 遊び、行事、集団生活等をとおして児童の成長を支援する。
- (3) 保護者会、面談、連絡帳等により家庭との連絡・連携を図る。
- (4) 担当教諭との情報交換等により、利用児童の小学校等との協力関係を図る。
- (5) 関係機関、団体等との相互連携、利用児童およびその家庭からの相談等地域の実情に応じた子育て支援を行う。
- (6) その他健全な育成を図る上で必要な活動を行う。

2 学童クラブは、杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第31号）第11条第3項に規定する支援の単位を児童の出席率等を勘案して構成し、運営するものとする。

(目安数)

第3条 条例第3条第3項第1号に規定する当該学童クラブを実施する施設の規模その他の事情を考慮して別に定める基準は、別表1の数（以下「目安数」という。）を目安とし、保健福祉部児童青少年課長が運用範囲を定めて調整するものとする。

(対象児童)

第4条 条例第2条の2第1項に規定する適切な保護を受けられないものは、保護者及び児童の状況が別表2に定める学童クラブ入会基準（以下「入会基準」という。）に該当するものをいう。

(利用の承認等)

第5条 区長は、杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第3項に規定する利用の承認（以下「入会」という。）にあたっては、入会基準に基づいて審査を行うものとする。

2 区長は、保護者及び児童の状況を確認するため、必要に応じて関係書類等の提示を求められることができるものとする。

3 区長は、第1項の審査にあたっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

4 心身に障害がある児童（以下「特別支援児童」という。）の入会にあたっては、特別支援児童入会審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その審査により決定するものとする。

5 規則第3条第4項及び第5項に規定する利用の承認に関する事項については別に定める。
（登録および登録の有効期間）

第6条 区長は、入会を承認したときは、当該児童を児童登録簿に登録するものとする。

2 登録の有効期間は、別に定めるものを除き、指定の日からその日の属する年度の末日までとする。

3 第1項の児童登録簿のほか、第2条第2項により構成した支援の単位毎に名簿を作成するものとする。

（保護・育成の開始）

第7条 当該児童の保護・育成は、学童クラブ入会承認通知書により指定する日から開始する。

（学校長への通知）

第8条 区長は、規則第3条第3項、第4項による入会の承認をした時、または、同第3条第6項による登録の取り消し若しくは同第3条第7項による退会届を受理したときは、その都度当該児童の在学する小学校等の校長にその旨を通知する。

（事業計画書の作成等）

第9条 児童館長（以下「館長」という。）は、毎年度当初に年間事業計画書を児童青少年課長に提出しなければならない。

2 館長は、毎月5日までに、前月分の所管学童クラブの学童クラブ日別指導状況表及び学童クラブ運営状況報告書を取りまとめ、児童青少年課長に提出しなければならない。

（帳簿等の整備）

第10条 児童青少年課長及び館長は、次の区分に従い、学童クラブの運営に必要な帳簿等を作成し、常にその記載事項について整理する。

- (1) 児童登録簿
- (2) 児童台帳
- (3) 児童出席簿
- (4) 育成日誌
- (5) その他必要な書類

（費用負担）

第11条 条例第4条ただし書きに規定する利用料のほか、おやつ代は保護者の負担とする。

ただし、おやつ代は、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯並びにその他、特に区長が必要と認める場合の児童の保護者については区が助成する。

（費用の還付）

第12条 規則第8条第1項第4号の区長が特に必要があると認めた時、かつ区長が相当と認める額とは、次のとおりとする。

- (1) 就学援助の受給申請を4、5、6月に行い7月に受給決定を受けた者について、同

月内に還付申請をし承認を受けたものは、既納した利用料のうち、受給決定月を含む以後の1/2の額を還付する。

(2) その他、特に区長が認めたときは区長が相当と認める額を還付する。

(特別支援児童の入会)

第13条 特別支援児童として入会できる児童は、健全児とともに集団生活が可能で、保護者の責任において当該学童クラブに通所できる者とし、次に掲げる人数を受入れるものとする。ただし、審査会において、介助の必要性が軽度と認められた児童については、これとは別に受け入れることができるものとする。

(1) 上荻学童クラブ及び堀ノ内南学童クラブ 6名まで

(2) 和泉学園学童クラブ 8名まで

(3) 前2号以外の学童クラブ 4名まで

2 高円寺北学童クラブを重度の知的障害と重度の身体障害のある児童の受入学童クラブとして指定し、前項に規定する入会枠とは別に6名の入会枠を設ける。この入会枠の対象児童の認定は審査会で行う。

3 特別支援児童の保護・育成を行う学童クラブには、必要な介助や配慮を行うため、通常の配置職員のほかに非常勤職員を配置できることとする。

(審査会)

第14条 審査会は次の者をもって構成する。

(1) 保健福祉部児童青少年課長

(2) 保健福祉部児童青少年課管理係長

(3) 保健福祉部児童青少年課児童館運営係長

(4) 保健福祉部こども発達センター療育相談担当係長

(5) 保健福祉部児童青少年課児童館運営係担当職員で委員長が指名する者

(6) 保健福祉部当該児童館の館長及び職員で委員長が指名する者

2 審査会の委員長は、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 保健福祉部児童青少年課長は、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者に審査会への出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 特別支援児童及び第13条第2項に規定する重度の知的障害と重度の身体障害のある児童の入会枠の対象となる児童の認定

(2) 保護・育成の可否

(3) 期限付入会の期間の決定及び認定

(4) その他、特別支援児童の保護・育成に必要な事項

5 現に審査会を経て入会している児童の翌年度の入会及び再審査に際しては、審査会を省略し、保健福祉部児童青少年課長の審査により決定することができる。

(特別支援児童巡回指導)

第15条 保健福祉部児童青少年課長は、担当職員が適切かつ円滑な特別支援児童の保護・育成に必要な助言及び指導を得るため、特別支援児童が入会している学童クラブに対し、特別支援児童の保護・育成に専門的な知識を有するものによる巡回指導を実施するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めたもののほか必要な事項は、保健福祉部こども家庭担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月30日杉並第40640号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年度当初入会手続きに関して必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成27年1月30日杉並第56329号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年度当初入会手続きに関して必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成27年11月10日杉並第41862号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年度当初入会手続きに関して必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成28年1月29日杉並第54789号）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条第2項、第6条第1項、第13条第1項第1号、同第3号及び第14条第4項第1号の規定は、平成27年4月1日から適用する。

3 第13条第1項第2号の規定に基づく平成28年度当初入会手続きに関して必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表1（第3条関係）

実施場所			目安数 (人)
児童館	学童クラブ	所在地	
杉並区立天沼児童館	天沼学童クラブ	杉並区天沼一丁目六番二五号	78
杉並区立上高井戸児童館	上高井戸学童クラブ	杉並区高井戸東一丁目一八番五号	81
杉並区立高円寺北児童館	高円寺北学童クラブ	杉並区高円寺北二丁目二番一八号	62
杉並区立宮前児童館	宮前学童クラブ	杉並区宮前四丁目一五番一三号	74
杉並区立荻窪児童館	荻窪学童クラブ	杉並区荻窪二丁目四〇番二号	82
杉並区立桃井児童館	桃井学童クラブ	杉並区桃井二丁目一〇番九号	83
杉並区立西荻北児童館	西荻北学童クラブ	杉並区西荻北一丁目九番五号	67
杉並区立高円寺東児童館	高円寺東学童クラブ	杉並区高円寺南一丁目七番二二号	66
杉並区立本天沼児童館	本天沼学童クラブ	杉並区本天沼三丁目三四番三五号	71
杉並区立堀ノ内東児童館	堀ノ内東学童クラブ	杉並区堀ノ内三丁目四九番一九号 一一〇一号	77
杉並区立阿佐谷児童館	阿佐谷学童クラブ	杉並区阿佐谷北一丁目六番一四号	70
杉並区立高井戸西児童館	高井戸西学童クラブ	杉並区高井戸西一丁目一七番五号	59
杉並区立宮前北児童館	宮前北学童クラブ	杉並区宮前三丁目二九番六号	94
杉並区立上荻児童館	上荻学童クラブ	杉並区上荻一丁目二〇番一三号	54
杉並区立井草児童館	井草学童クラブ	杉並区井草二丁目一五番一五号	83
杉並区立堀ノ内南児童館	堀ノ内南学童クラブ	杉並区堀ノ内一丁目九番二六号	62

杉並区立松ノ木児童館	松ノ木学童クラブ	杉並区松ノ木二丁目三三番六号	88
杉並区立荻窪北児童館	荻窪北学童クラブ	杉並区荻窪五丁目一五番一三号	80
杉並区立松庵児童館	松庵学童クラブ	杉並区松庵二丁目二三番三四号	77
杉並区立永福南児童館	永福南学童クラブ	杉並区永福二丁目六番一二号	79
杉並区立高円寺南児童館	高円寺南学童クラブ	杉並区高円寺南三丁目二四番一五号	71
杉並区立善福寺児童館	善福寺学童クラブ	杉並区善福寺一丁目一八番九号	77
杉並区立下高井戸児童館	下高井戸学童クラブ	杉並区下高井戸四丁目一九番六号	90
杉並区立今川児童館	今川学童クラブ	杉並区今川三丁目三番一八号	50
杉並区立上井草児童館	上井草学童クラブ	杉並区上井草三丁目六番二四号	76
杉並区立下井草児童館	下井草学童クラブ	杉並区下井草三丁目一三番九号	68
杉並区立浜田山児童館	浜田山学童クラブ	杉並区浜田山四丁目二一番三号	99
杉並区立高井戸児童館	高井戸学童クラブ	杉並区高井戸西二丁目五番一〇号	101
杉並区立成田西児童館	成田西学童クラブ	杉並区成田西三丁目一〇番三八号	55
杉並区立善福寺北児童館	善福寺北学童クラブ	杉並区善福寺三丁目一三番一〇号	91
杉並区立四宮森児童館	四宮森学童クラブ	杉並区上井草二丁目四一番一一号	81
杉並区立高円寺中央児童館	高円寺中央学童クラブ	杉並区高円寺南二丁目五二番二号	53
杉並区立東原児童館	東原学童クラブ	杉並区下井草一丁目二三番二三号	86
杉並区立和田中央児童館	和田中央学童クラブ	杉並区和田一丁目三八番一八号	71
杉並区立西荻南児童館	西荻南学童クラブ	杉並区西荻南三丁目五番二三号	56
杉並区立方南児童館	方南学童クラブ	杉並区方南一丁目五一番七号	94
杉並区立馬橋児童館	馬橋学童クラブ	杉並区高円寺北四丁目二番一七号	74

別表2（第4条、第5条関係）

学童クラブ入会基準

1 入会要件

<p>(1) 保護者の状況</p> <p>ア 保護者の就労等が、「2 基準指数」のいずれかの状況にあること。</p> <p>イ 保護者の就労等により、児童の保護の必要な日が、下表のとおり月曜から土曜の間に3日以上（4週で12日以上）あること。1年生又は特別支援児童の入会については、2日以上（4週で8日以上）あること。なお、児童の保護が必要な日とは、保護者の就労等の開始時間が下表の開始時間以前であること、かつ就労等の終了時間が下表の終了時間以降であること。</p>

区分			保護者の就労等の時間	
			開始時間	終了時間
月曜～金曜	通常期の入会	1・2年生	17時	15時30分
		3年生以上	16時	17時
	1年生の4月の短期入会		12時	13時
	夏休み等学校休業期間中の短期入会		12時	13時
土曜			12時	13時

※保護者のうち一人が上表の判定条件にあてはまらない日は、保護が必要な日にあたらぬ。

※就労等の時間には、通勤時間等を含む

ウ 両親が不存在等の場合は、養育者の就労状況等により判定する。

エ 夜間就労者の場合は、勤務終了後に帰宅して睡眠・休息等就労に必要な時間をとるものと仮定し、勤務等の終了時間に8時間を加えた時間を勤務等の終了時間とみなす。

(2) 児童の状況

ア 保護の必要な日の出席日数が3日以上(4週で12日以上)あること。1年生又は特別支援児童の入会については、出席日数が2日以上(4週で8日以上)あること。

イ 保護の必要な日に定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席する日は出席日数-1、早退する日は出席日数-0.5日として換算する。

ウ 定期的な習い事や塾等により次の時間に帰宅する場合は早退とする。

区分			帰宅する時間
月曜～金曜	通常期の入会	1・2年生	15時30分より前
		3年生以上	17時より前
	1年生の4月の短期入会		13時より前
	夏休み等学校休業期間中の短期入会		13時より前
土曜			13時より前

※入会後に、常態として上記のとおり欠席又は早退する日があり、保護の必要な日の出席日数が3日未満(4週で12日未満。1年生又は特別支援児童は2日未満(4週で8日未満))になったと判断される場合は、入会要件を満たさないことになるため、原則として当該月末をもって退会する。

(3) 指数

基準指数と調整指数を合算し5以上であること。

2 基準指数

保護者の状況等	指数
※基準指数は、保護者のうち、指数の低い方を適用する。 ※就労と介護等、複数の状況にある保護者の指数は、該当する指数の平均値を基準指数とする。	
就労 ※勤務時間(通勤時間を含む)が1日4時間以上で、1週(月曜～土曜)で3日以上(4週で12日以上)の勤務をしていること。	
自宅外就労(勤務日数の全日が自宅以外を就労場所とする場合)	10
自宅内外就労(自宅内が就労場所だが、勤務日数の2分の1以上が自宅外を就労場所とする場合)	9
自宅内就労(勤務日数の2分の1を超える日数が自宅内を就労場所とする場合)	8
疾病 ※入院又は自宅療養のため、常態として児童の保護にあたれない状況にあること。	
入院	10
長期入院(1か月以上)	

自宅療養	常時臥床		10
	精神性疾患	精神障害者保健福祉手帳 1級・2級程度	10
		上記以外の程度	8
	一般療養等		6
障害 ※次のいずれかの手帳を交付されており、常態として児童の保護にあたれない状況にあること。			
身体	身体障害者手帳1級・2級		10
	身体障害者手帳3級		8
	身体障害者手帳4級		6
知的	愛の手帳1度・2度・3度		10
	愛の手帳4度		8
精神	精神障害者保健福祉手帳1級・2級		10
	精神障害者保健福祉手帳3級		8
看護・介護 ※親族等の看護・介護のため、常態として児童の保護にあたれない状況にあること。			
日中一人で次の者を在宅介護 ・要介護4・5の高齢者 ・身体障害者手帳1級・2級 ・愛の手帳1度・2度 ・その他、上記同様の状態にある者	自宅外		10
	自宅内		6
		通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	7
日中一人で次の者を在宅介護 ・要介護3の高齢者 ・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳3度・4度 ・その他、上記同様の状態にある者	自宅外		9
	自宅内		5
		通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	6
入院している者の付添い			10
就学・就労のための技能習得		※就学場所等が自宅外の場合に限る	10
両親の不存在等により親族等が養育している場合		養育者の就労状況等を上記に適用	
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合		上記のいずれかの適切な基準を適用	

※上表において「自宅内」とは、居宅のほか、同一敷地又は隣接敷地の建物内を含む。

3 調整指数

条件		調整指数	備考
保護の必要な日の日数による調整	月曜から土曜の間に週6日（4週で24日）の場合	+1	
	月曜から土曜の間に週5日（4週で20日～23日）の場合	0	
	月曜から土曜の間に週4日（4週で16～19日）の場合	-1	
	月曜から土曜の間に週3日（4週で12～15日）の場合	-3	

	月曜から土曜の間に週2日(4週で8~11日)の場合		-4	
世帯の状況による調整	ひとり親世帯	1・2年生	+2	※単身赴任中の場合、離婚調停中・行方不明・配偶者の虐待による逃避の場合を含む
		3・4・5・6年生	+1	
	両親の不存在等により親族等が養育している世帯		+2	
祖父母の状況による調整	同居又は同一敷地内の建物(隣接敷地及び集合住宅を含む)に居住の75歳未満の祖父母がいて、児童の保護にあたれない要件が確認できない場合		-2	※両親の不存在等により祖父母が養育している場合は適用しない
	近隣(自宅より概ね500m以内)に居住の75歳未満の祖父母がいて、児童の保護にあたれない要件が確認できない場合		-1	※児童の保護にあたれない要件の確認は、「2基準指数」の保護者の状況等に準ずる
学年による調整	1年生		+1	※特別支援児童は適用しない
	2年生		0	
	3年生		-2	
	4年生		-3	
	5年生		-4	
	6年生		-5	
特別支援児童	1年生		+1	
	2~6年生		0	
利用時間による調整	保護の必要な日に定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席又は早退する日がある場合	週2日以上	-2	※早退は、0.5日として換算する
		週1~1.5日	-1	
学童クラブ利用料を3か月分以上滞納している場合(兄弟姉妹に係る利用料を滞納している場合を含む)			-3	※入会決定時点の納付状況による

杉並区学童クラブ運営指針

〔平成17年6月28日〕
17 杉並第 24496 号

1 運営指針の目的

この指針は、杉並区学童クラブ事業運営要綱で定めた学童クラブ事業を運営するうえでの基本姿勢及び留意事項を明らかにし、事業の充実を図ることを目的とする。

2 基本姿勢

- (1) 子ども一人ひとりを尊重し、子どもが安心して、安全に過ごせる居場所とする。
- (2) 子どもたちがともに育つ中で、自らの可能性を発揮し、健やかに成長するよう支援する。
- (3) 地域や関係機関と連携・協力し、保護者が安心して楽しく子育てができるよう支援する。

3 運営の留意事項

- (1) 子ども一人ひとりの尊重と安心、安全のために
 - ①子どもが安心して自分らしさを出し、のびのびと過ごせる場になるように配慮する。
 - ②子どもの発達状況、性格、家庭状況、学校における様子等を把握するとともに、子どもの心を理解するように努める。
 - ③子どもの日常の様子を把握し、病気やけが、友だちとの関係や行動面等で気になることがあった場合は、保護者と連絡を取り適切な対応を図る。
 - ④出欠席にかかわる連絡は保護者から直接受け、子どもの来所・退所を把握する。
 - ⑤施設及び遊具の点検、整備を行うなど、清潔で安全な環境作りに努める。
 - ⑥日常及び行き帰りの安全指導を行う。また、危機管理意識を高めるとともに、事故や緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、定期的に訓練・講習等を実施するほか、関係機関及び保護者への連絡体制を整備する。
- (2) 子どもの健やかな成長のために
 - ①遊びを通して自主性、社会性、創造性、協調性が育つよう支援する。
 - ア 自由遊びでは、気持ちを解放し、自分らしさが発揮できるよう配慮する。
 - イ 集団遊びでは、異年齢で構成されているよさも生かし、大勢で遊ぶ醍醐味や、ルールのある遊びの楽しさを共有する。
 - ウ 行事等を取り入れ、生活を楽しく変化あるものにするとともに、共同で取り組む体験や達成感を共有する機会とする。
 - エ 児童館の施設やプログラム、公園や学校の校庭をはじめ、地域の施設やスペースを活用する。
 - ②日常の運営やルールに子どもの意見を反映させ、考える力や自己を表現する力を培うように支援する。

- ③基本的な生活習慣を身につけ、身の回りのことを自分でできるよう援助し、生活力、自立性が養われるように配慮する。
- ④班活動や当番活動を通して社会性等を培えるように支援する。
- ⑤子どもにとって楽しみであり補食となるおやつを、安全性や衛生面に留意して提供する。また、その時間をみんなで楽しめるように配慮する。
- ⑥宿題や自主学習のできる環境づくりに配慮する。
- ⑦障害のある子どもや発達上に課題のある子どもについては、個々の状況に応じた安全への配慮、遊びや生活の支援を行う。また、子ども同士の理解と交流を進める。

(3) 子育て支援のために

- ①保護者が安心して学童クラブに預けられるように、日常の連絡や会話を大切にし、連絡帳、保護者会、個人面談等を通して子どもの様子を伝え合うとともに、保護者の気持ちを受けとめ、信頼関係を築く。
- ②保護者のおかれた状況を理解し、身近な相談相手となれるように努め、必要に応じて他の相談機関やサービスを紹介する。
- ③保護者の意見、要望を学童クラブ運営に反映させるとともに、子どもを共に育て合う協力関係を作る。
- ④子どもの安全の確保や適切な成長支援のため、学校との日常的な情報交換を行うとともに、必要に応じて懇談を行うなど、連携に努める。
- ⑤地域の関係機関、団体、近隣住民、ボランティアとの協力関係を築き、子どもと子育てを支えるネットワークづくりを進める。
- ⑥虐待が疑われるケースについては、適切な機関への通告及びその後の諸機関と連携した対応、見守りを行う。
- ⑦障害のある子どもや発達上に課題のある子どもの通所については、保護者の状況に応じて必要な支援を行う。

4 職員の役割

- (1) 誠意ある丁寧な対応で、子どもや保護者からの信頼が得られるように努める。
- (2) 運営全般について適切な役割分担を行うとともに、定例的に職員会議等を行い、共通の認識のもとに事業運営を進める。
- (3) 金銭・帳票類及び児童台帳・申請書類等の個人情報について、適正な管理を行う。
- (4) 子どもや保護者の視点で社会状況の変化をとらえるとともに、幅広い視野と専門性を身につけるため、研修の受講や自己啓発に努める。

杉並区学童クラブ運営委託方針

この運営委託方針は、これまでの学童クラブ運営委託の実績を踏まえて、段階的に学童クラブの運営委託を進めていくため、平成 22 年度以降に実施する委託の方針を定めたものです。

1 学童クラブ運営委託の必要性と目的

- 区では、子育て家庭への支援施策の充実、児童虐待対策の強化、子育てを支援する地域づくりなど、様々な子育て支援の課題に、行政、区民、事業者が協働して取り組み、子どもが育ち、子育てを支える新しい地域社会の実現を目指しています。
- また、これまで行政が直接行っていたサービスも、民間に委ねることができるものは段階的に民間に委ね、限られた資源（人・予算等）を、直接担わなければならない分野に振り向けていくため、NPO 等との協働や民営化・民間委託を進めています。
- 学童クラブ事業においても、増大する学童クラブ需要に的確に対応していくためには、民間の力を活かしながら学童クラブ運営をより効果的・効率的に進める必要があります。
- こうしたことから、学童クラブ事業は、民間に委ねることができる、民間の創意工夫や意欲を活かすことが可能な分野として、その運営を民間事業者へ委託するものです。

2 運営委託に際しての基本姿勢

区は、次の3つの基本姿勢に立ち、取り組みます。

- 運営主体の変更によって子どもや保護者に不安や不利益を与えることのないよう、現行のサービスの質を確保することを何よりも重視し、区として必要な支援や条件整備を図ります。
- 民間の持つ柔軟性を発揮し、子どもや保護者の期待に応えられる意欲と活力に満ちた事業者に運営を委ねます。
- 運営を委ねる事業者（受託者）の選定段階から、委託対象学童クラブの保護者や地域の参画を得て、地域に支えられた学童クラブづくりを目指します。

3 受託者の選定

杉並区の学童クラブ事業を担うに相応しい事業者を特定するため、杉並区委託事業プロポーザル実施取扱要綱(平成 21 年 3 月 26 日杉並第 71166 号)に基づく公募型プロポーザルを実施し、最も適切な受託者を選定していきます。

(1) プロポーザルに参加できる事業者の範囲

- 学童クラブ運営は、多くの子どもを対象とした責任ある業務であり、運営面での継続性や安定性が強く求められることから、法人格を有する団体とします。
- 現在の学童クラブのサービスを維持・向上させ、地域とともに子育て支援を行う団体として、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人とします。
- 法人の範囲は、区内で活動する法人に限らず、より経験・実績のある多様な法人の応募を期待して、都内で活動する法人とします。

(2) 受託者の選定方法

- 受託者は、プロポーザルに参加のあった事業者の中から、選定委員会を設置して審査・選定します。

- 選定委員会の委員は、委託対象学童クラブの保護者をはじめ学識経験者、児童福祉関係者、区職員などで構成し、2分の1以上を外部委員とします。
- 選定の基準（評価基準）は、選定委員会において検討し、決定します。
- 円滑な運営委託を実現するため、受託者の主体性や運営面での創意工夫に配慮しつつ、公募要項に必要な条件（引継ぎ期間を含めた準備期間、職員の確保、委託にあたっての参考価格など）を盛り込みます。

4 児童館内学童クラブを委託する際の留意事項

- 区と受託者との指揮命令系統の異なる職員が併存することによって、サービスの低下等を招くことがないように、区と受託者との間で運営上の必要なルールを定めて委託します。
- 学童クラブを利用する児童が、育成室以外の児童館施設をこれまで同様に利用できるようにします。

5 委託対象学童クラブの選定

- 委託対象学童クラブを選定する際の視点は、次のとおりです。
 - ① 受託者の安定的な運営（職員配置など）を考慮し、利用する児童数の将来推計等から見て、在籍児童数が比較的安定している見込みがあること。
 - ② 受託者のスケールメリットを生かした運営を考慮し、複数の学童クラブをセットで委託できること。また、その際、クラブ間の相互支援が容易に可能な環境にあること。
 - ③ 第二学童クラブを新設、既存学童クラブを移設する場合は、設置当初、移設時からその運営を委託すること。
 - ④ 受託者の独立した運営を保障するため、専用の事務スペースなどの施設整備がなされていること。特に、児童館内学童クラブについては、専用の事務スペースを育成室内に確保できるとともに、育成室が他の児童館施設と別フロアにあるなど、円滑な運営が見込める建物構造であること。
- これらの視点から、より要件に合致し、施設整備などの条件の整った学童クラブから段階的に委託していきます。

6 委託開始後の支援等

- 区は、受託者に対し、その主体性を尊重しつつ、日常運営での情報提供、区が行う職員研修の受講機会の提供など、必要な支援をきめ細かく行っていきます。
- 学童クラブ保護者の代表、受託者、児童館職員、地域の児童福祉関係者などで構成する学童クラブ運営協議会を設置します。
- 運営協議会では、運営内容などの検証を行うとともに、保護者や地域の方々に学童クラブを見守っていただき、運営に関する様々なご意見をいただくとともに、学童クラブを共に支えていただくことで、地域に根ざしたより良い学童クラブ運営の実現を目指します。
- また、区は、受託者が公共サービスの担い手としてふさわしいサービスを提供しているか、継続的にモニタリング（管理・監督）と評価を行い、サービスの質の維持・向上、安全管理の徹底を図ります。

杉並区立児童館運営指針

〔平成20年2月14日〕
19 杉並第 74615 号

1. 運営指針の目的

この指針は、杉並区立児童青少年センター及び児童館事業運営要綱で定めた児童館事業を運営するうえでの、基本姿勢及び運営の柱と基本方針を明らかにし、事業の充実を図ることを目的とする。

2. 基本姿勢

(子どもの居場所・成長支援)

(1)子どもが安心して安全に過ごせる居場所とする。また、子どもが主役の遊びや活動を通して、子どもたちが自主性・社会性・創造性を培い、自らの可能性を広げ健やかに成長していけるよう支援する。

(子育て支援)

(2)子どもを育てるすべての家庭が、楽しく、充実した子育てができるように、保護者同士の出会いと交流を進める。子育ての不安や悩みを受け止め、保護者が子育ての力をつけていけるよう支援する。

(子ども・子育てを支えるネットワークづくり)

(3)子どもと子育てをあたたく見守り支える地域を創るため、地域における子育て支援の拠点として、子どもに関わる個人・団体・NPO・行政機関等と課題を共有し連携を広げ、地域のネットワークづくりを進める。

3. 運営の柱と基本方針

(1)小学生の身近な居場所とし、多様な遊びや活動を通して成長を支援する。

- ①安心安全で身近な居場所として、多数の子どもに利用されるよう努める。
- ②多様な遊びや活動を通して、友達や大人と出会い、楽しくふれあう機会を提供する。
- ③生活体験、社会体験、自然体験など、豊かな体験の機会を提供する。
- ④子どもの意見を尊重し、子どもの参画による活動を進める。
- ⑤配慮の必要な子どもへは、保護者や学校、関係機関と連携し対応する。

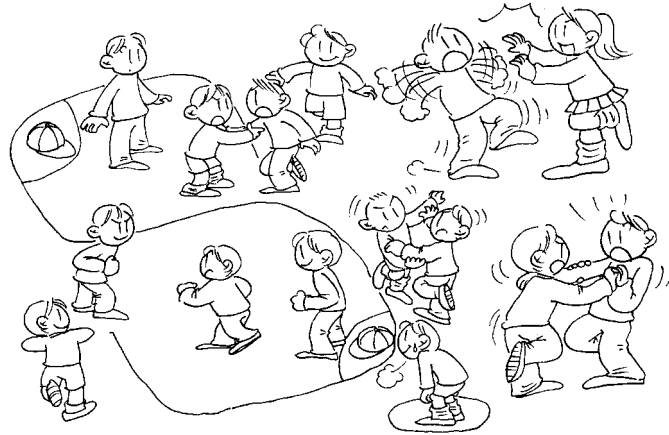
(2)障害のある子どもの利用を促進し、子ども同士の理解と交流を進める。

- ①障害のある子どもが、日常の利用やプログラムへの参加がしやすいよう配慮する。
- ②障害児利用促進重点館を中心に、障害のある子どももない子どもと一緒に楽しみ、交流できるプログラムを実施する。

- (3) 中・高校生の利用者をうけとめるとともに、自主的な活動を支援する。
- ① 中・高校生の利用者をうけとめ、居場所としての役割を果たす。
 - ② 中・高校生がプレイリーダーやボランティアの役割を担ったり、乳幼児や地域の大人と交流したりするなど、多様な社会体験の機会を提供する。
 - ③ 地域児童館を中心に、中・高校生の意見を取り入れた居場所作り、自主的活動の支援、地域における社会参画を進める。
- (4) 乳幼児親子の身近な居場所とし、子育てを支援する。
- ① 乳幼児親子がくつろげる居場所としての環境を整える。
 - ② 保護者の子育てへの思いや不安を受け止め、身近な相談場所として機能する。
 - ③ 親子で楽しめるプログラムを実施し、保護者・子ども同士の交流とつながり作りを進める。
 - ④ 子育て情報や学びの機会を提供し、保護者が子育ての力をつけていけるよう支援する。
 - ⑤ 保護者の自主的な活動やグループ作りを支援する。
- (5) 地域の子育て支援の拠点として、子ども家庭支援やネットワークづくりに取り組む。
- ① 子どもに関する地域の身近な相談機関として機能する。
 - ② 困難を抱える子どもや家庭の発見に努め関係機関と連携して支援する。
 - ③ 児童館事業を、利用者、ボランティア、関係団体、子育て支援グループ、NPO等の参加と協働で進める。
 - ④ 子どもと子育てに関わる区民・NPO等の自主的な活動を支援する。
 - ⑤ 地域子育てネットワーク事業を、幅広い区民の参画で進め、子どもと子育てを支える地域のつながりを創り出す。
- (6) 学童クラブ事業を、杉並区学童クラブ運営指針をもとに、登録児童数や施設状況など各学童クラブの実情に合わせて進める。
- (7) 危機管理についての意識を高め、日常的に子どもを守り、安全な環境を確保していくとともに、災害や非常時を想定した訓練、個人情報の厳正な管理を行う。また子どもの安全を守るための、地域の関係機関・団体との情報共有や連携した取り組みを進める。

杉並区学童クラブ入会案内

平成28年度



I	学童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	入会要件と指数等について・・・・・・・・	4
III	申込みと審査方法について（申請から入会まで）・・・	8
IV	特別な支援が必要なお子さんの受入れについて・・・	12
V	利用料の納付と減額・免除制度について・・・・・・・・	13
VI	おやつ代の納入と助成制度について・・・・・・・・	14
	【補足】「保護の必要な日」の考え方・・・・・・・・	15
	申請要件確認シート・・・・・・・・	16
	【学童クラブQ&A】・・・・・・・・	17
	《杉並区学童クラブ一覧》・・・・・・・・	19

杉並区 児童青少年課

杉並区荻窪 1-56-3 電話 3393-4760 ファックス 3393-4714

I 学童クラブとは

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者が就労などにより昼間留守になる家庭の小学生を対象とした、放課後の生活の場です。子どもたちが安心して楽しく過ごせるよう、遊びや集団活動を中心とした運営を行っています。

また、学童クラブの生活を通して、自主性や社会性、創造性を育くむとともに、基本的な生活習慣等を身につけ、自立して放課後や学校休業中の生活を送れるよう支援、応援しています。

1. 対象

学童クラブの対象児童は、以下の要件をすべて満たす児童です。

- ① 区内在住、または区内の学校へ通学する小学生
- ② 保護者と児童の状況が**入会要件（4～6 ページ参照）**に該当すること

※ 保護者の就労が、1日4時間未満（通勤時間含む）の場合や月～土曜の間で2日以下（4週で12日未満）の場合は、入会の対象になりません。また、保護者の就労要件を満たしていても、保護の必要な日の日数等により対象とならない場合もあります。
※ 入会申請にあたっては、必ず4～6ページの入会要件をご確認ください。

2. 入会期間

4月1日から翌年3月末日の1年間です。

受入れ人数に空きがある場合は、年度途中の入会や夏休み等の短期入会もできます。（詳しくは、10ページをご覧ください。）

入会は、1年ごとの申請（年度単位の利用）となりますので、現在入会されている方も、引き続き翌年度の入会を希望される場合は、あらためて申請していただく必要があります。

児童館もご利用ください！！ ～小学生が安心・安全に利用できる放課後の居場所「児童館」～

杉並区には、身近な場所に児童館が41館（小学校の通学区域内にほぼ1館）あります。児童館は、子ども達が、放課後一旦帰宅してから来館し、いつでも誰でも気軽に自由に利用（一般利用）できる安心・安全な居場所です。

児童館の一般利用と学童クラブとの主な違いは、出欠席の確認とおやつを用意がないことです。また、利用料や利用の要件等はありません。

児童館は、子ども達が遊びや自主的な活動、行事等を通して、心身ともに健やかに成長できるよう支援しています。

お子さんの成長にあわせた放課後の過ごし方の一つとして、是非、児童館の一般利用のご利用もお考えください！

なお、児童館利用のルールや活動内容、開館日・開館時間等の詳細については、最寄りの児童館へお問い合わせください。




「ランチタイム利用」もできます！



平成27年度からは、夏休み等の学校長期休業中のお昼（12時から1時）には、「ランチタイム利用」もできるようになりました。事前に登録していただければ、児童館で昼食を食べる事ができます。

3. 運営日と時間

	通常運営日					土曜日の利用
	月	火	水	木	金	土
8:30	○学校があるとき 下校後～午後6時 ○夏休み等学校休業日 午前8時30分～午後6時					午前8時30分 ～午後5時 別途、「土曜日登録」の 申請が必要です。 詳しくは、7ページを ご覧ください。
17:00						
18:00	利用時間延長 午後6時～6時30分 別途、「利用時間延長」の申請が必要です。 詳しくは、7ページをご覧ください。					
18:30						

※日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始(12月28日から1月4日)はお休みです。

4. 運営内容

下記のような運営を行っています。

49か所の学童クラブが、子どもたちや保護者のみなさんの声も取り入れながら、工夫をこらして運営しています。詳しい内容については、各学童クラブにお問い合わせください。

子どもたちの自由な遊び や活動

子どもの生活の
第一は遊び。
仲のよいともだちと、あるいは
大勢で、思い思いに遊びま
す。



プログラムの工夫

学童クラブで
の生活が豊か
なものとなる
よう、集団遊びや工作など、
様々なプログラムを工夫し
て行っています。



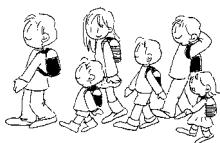
おやつ

子どもたちの
楽しみ「おやつ」
みんなで食べる
おやつは格別です。自分た
ちで、おやつ作りをする場
合もあります。



グループ活動や集団活動

おやつの準備
や後かたづけ、
行事の準備な
ど、班やグル
-ープで、協力しあって取り組
みます。



お楽しみ会、遠足などの 行事

学校が休みの日を利用した
遠足やお楽しみ会など、クラ
ブ全体で取り組む行事も行
います。



親子行事

保護者の方と
協力して
親子で交流し楽しめる行事
に取りくんでいます。



5. 費用 (詳細は、13～14 ページをご覧ください。)

- 利用料 月額 4,000 円 (児童 1 人あたり)
- おやつ代 月額 1,800 円 (児童 1 人あたり)

6. 受入れ数

学童クラブは、施設の規模などに応じて、次のとおり受入れ数を定めています。受入れ数を超える申請があった場合には、ご希望に添えない場合があります。

■ 児童館内学童クラブ (目安数) ▶ 19・20ページ参照

児童館内に設置している学童クラブは、一律的な定員は設けず、学童クラブ育成室と児童館の施設・設備の状況等に応じて受入れの目安数を設け、目安数を基準とした弾力的な受入れを行っています。ただし、大幅に目安数を超えた入会申請があったときは、ご希望の学童クラブに入会できない場合があります。

■ 単独学童クラブ (定員) ▶ 20ページ参照

単独に設置している学童クラブは、定員を設けています。定員を超えた入会申請があったときは、ご希望の学童クラブに入会できない場合があります。

- ※ 入会希望が定員や目安数を超えた場合、原則として入会指数 (必要度) の高い方から順に入会していただきますが、学校や住所地などを総合的に勘案し、入会の順位を調整する場合があります。
- ※ ご希望の学童クラブに入会できない場合は、近隣で入会可能な他の学童クラブをご紹介します。
- ※ 和泉学童クラブは、平成 28 年 4 月 1 日より、和泉学園学童クラブに統合されます。

～学童クラブ運営の委託について～

区では、学童クラブの運営は、区民・NPO等との協働を推進するため、段階的に社会福祉法人等の民間事業者に委ねていくこととしています。

これまで、11カ所 (松ノ木小、和泉学園、東田、杉二、杉七、今川北、桃五、浜田山第二、久我山、大宮小、高二) の学童クラブを委託しています。委託内容は、日常的な運営業務が対象であり、委託後も、区立の学童クラブとして、学童クラブ事業の責任主体は区であり、入会児童の決定や施設維持管理などは、引き続き区が行います。

今後も、条件の整った学童クラブについては、段階的に委託対象としていく予定です。委託対象とする学童クラブは、その方針が決まり次第、保護者の皆様に具体的な説明をさせていただきます。

保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

7. 障害等により特別な支援が必要な児童の入会について

(詳細は、12 ページをご覧ください。)

区では、障害等により学童クラブの育成上特別な支援が必要なお子さんの受け入れを行っています。また、重度重複障害のあるお子さんは、高円寺北学童クラブで受け入れられています。

Ⅱ 入会要件と指数等について

1. 入会要件

以下の①から③の要件をすべて満たしている児童が入会対象となります。

① 保護者の状況

ア 保護者の就労等が、「基準指数」（5ページ参照）のいずれかの状況にあること。

就労の場合は、1日4時間以上、月曜～土曜の間に3日以上（4週で12日以上）勤務していること。

イ 保護者の就労等により児童の保護が必要な日が、月曜から土曜の間に3日以上（4週で12日以上）あること。ただし、1年生又は特別支援児童の入会については、月曜から土曜の間に2日以上（4週で8日以上）あること。

※ 保護が必要な日とは、保護者双方の就労等があり、就労等の時間が下表の判定条件を満たしている日のことを言う。（どちらか一方が休みの日は、保護が必要な日にはあたらない。）

区分			保護の必要な日と判定する保護者の就労等の時間	
			開始時間	終了時間
月曜 ～金曜	通常期 の入会	1・2年生	17時以前	15時30分以降
		3年生以上	16時以前	17時以降
	1年生の4月の短期入会		12時以前	13時以降
	夏休み等学校休業期間中の短期入会		12時以前	13時以降
土曜			12時以前	13時以降

※ 就労等の時間には、通勤時間等も含む。

※ 保護者のうちの一人が、休み又は上表の判定条件にあてはまらない日は、保護の必要な日にはあたらない。

※ 両親が不存在等の場合は、養育者の就労状況等により判定する。

※ 夜間就労者の場合は、勤務終了後に帰宅して睡眠・休息等就労に必要な時間をとるものと仮定し、勤務等の終了時間に8時間を加えた時間を勤務等の終了時間とみなす。

② 児童の状況

ア 保護の必要な日の出席日数が3日以上（4週で12日以上）あること。ただし、1年生又は特別支援児童の入会については、出席日数が2日以上（4週で8日以上）あること。

※ 保護の必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態として学童クラブを欠席する日は出席日数-1日、早退する日は出席日数-0.5日として換算する。

※ 「定期的な習い事や塾」等により下表の時間に帰宅する場合を早退とする。

区分			帰宅する時間
月曜 ～金曜	通常期 の入会	1・2年生	15時30分より前
		3年生以上	17時より前
	1年生の4月の短期入会		13時より前
	夏休み等学校休業期間中の短期入会		13時より前
土曜			13時より前

※ 入会後に、常態として上記のとおり欠席又は早退する日があり、保護の必要な日の出席日数が3日未満（4週で12日未満）、1年生又は特別支援児童は2日未満（4週で8日未満）になったと判断される場合は、入会要件を満たさないことになるため、原則として当該月末をもって退会とする。

イ 学童クラブでの集団生活が可能であること。又、日々学童クラブに通うことができること（保護者等の介助を伴う場合を含む）。

ウ 学童クラブの生活において医療的ケアを必要としないこと。

③ 指数

基準指数と調整指数（5～6ページ参照）を合算し5以上であること。

2. 指数

① 基準指数

保護者のうち低い方の指数を適用します。

※ 就労と介護等、複数の状況にある保護者の指数は、該当する指数の平均値を基準指数とします。

保護者の状況等		指数		
就労 勤務時間（通勤時間を含む）が1日4時間以上、月曜～土曜に3日以上（4週で12日以上）の勤務をしていること。	自宅外就労 （勤務日数の全日が自宅外を就労場所とする場合）	10		
	自宅内外就労 （自宅内が就労場所だが、勤務日数の2分の1以上が自宅外を就労場所とする場合）	9		
	自宅内就労 （勤務日数の2分の1を超える日数が自宅内を就労場所とする場合）	8		
疾病 入院または自宅療養のため、常態として児童の保護にあたれない状況にあること。	長期入院 （1か月以上）	10		
	自宅療養	常時臥床	10	
		精神性疾患	精神障害者保健福祉手帳 1級・2級程度	10
			上記以外の程度	8
一般療養等	6			
障害 右記のいずれかの手帳を交付されており、常態として児童の保護にあたれない状況にあること。	身体	身体障害者手帳 1級・2級	10	
		身体障害者手帳 3級	8	
		身体障害者手帳 4級	6	
	知的	愛の手帳 1度・2度・3度	10	
		愛の手帳 4度	8	
	精神	精神障害者保健福祉手帳 1級・2級	10	
精神障害者保健福祉手帳 3級		8		
看護・介護 親族等の看護・介護のため、常態として児童の保護にあたれない状況にあること。	日中一人で次の者を在宅介護 ・要介護4・5の高齢者 ・身体障害者手帳1級・2級 ・愛の手帳1度・2度 ・その他、上記同様の状態にある者	自宅外	10	
		自宅内	通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	7
			通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	6
	日中一人で次の者を在宅介護 ・要介護3の高齢者 ・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳3度・4度 ・その他、上記同様の状態にある者	自宅外	9	
		自宅内	通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	5
			通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	6
入院している者の付添い		10		
就学・就労のための技能習得 （就学場所等が自宅外に限る。時間等は上記「就労」に準ずる。）		10		
両親の不存在等により親族等が養育している場合		養育者の就労状況等を上記に適用		
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合		上記のいずれかの適切な基準を適用		

※ 上表の「自宅内」とは、居宅の他、同一敷地または隣接敷地の建物内を含みます。

② 調整指数

条件		調整指数	備考	
保護の必要な日の日数による調整	月曜から土曜の間に週6日(4週で24日)の場合	+1		
	月曜から土曜の間に週5日(4週で20~23日)の場合	0		
	月曜から土曜の間に週4日(4週で16~19日)の場合	-1		
	月曜から土曜の間に週3日(4週で12~15日)の場合	-3		
	月曜から土曜の間に週2日(4週で8~11日)の場合	-4		
世帯の状況による調整	ひとり親世帯	1・2年生	+2	※単身赴任中の場合、離婚調停中・行方不明・配偶者の虐待による逃避の場合を含む。
		3・4・5・6年生	+1	
	両親の不存在等により親族等が養育している世帯	+2		
祖父母の状況による調整	同居又は同一敷地内の建物(隣接敷地内及び集合住宅を含む)に居住の75歳未満の祖父母がいて、児童の保護にあたれない要件が確認できない場合	-2	※両親の不存在等により祖父母が養育している場合は、適用しない。 ※児童の保護にあたれない要件の確認は、「基準指数」の保護者の状況等に準ずる。	
	近隣(自宅より概ね500m以内)に居住の75歳未満の祖父母がいて、児童の保護にあたれない要件が確認できない場合	-1		
学年による調整	1年生	+1	※特別支援児童は適用しない。	
	2年生	0		
	3年生	-2		
	4年生	-3		
	5年生	-4		
	6年生	-5		
特別支援児童	1年生	+1		
	2~6年生	0		
利用時間による調整	保護の必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態として学童クラブを欠席又は早退する日がある場合	週2日以上	-2	※早退は、0.5日として換算する
		週1~1.5日	-1	
学童クラブ利用料を3か月分以上滞納している場合(兄弟姉妹に係る利用料を滞納している場合を含む)		-3	※入会決定時点の納付状況による	

※ 保護の必要な日数については、15ページの考え方(判定方法)を参照してください。

3. 利用時間延長について (別途申請が必要です)

保護者の就労時間（通勤時間も含む）の終了時間が定期的（週 1 回以上）、恒常的に 18 時を越える場合に利用できます。（就労証明書で証明されていることが必要です。）なお、就労以外の要件は対象外です。

利用時間延長の対象となる曜日のみ利用できます。

4. 土曜日登録について (別途申請が必要です)

保護者双方の就労等が、以下の要件を満たしている場合に、登録できます。

- ・ 土曜日の勤務が定期的に（月 1 回以上）ある場合。
- ・ 就労等の開始時間が 12 時以前で、かつ終了時間が 13 時以降である場合（通勤時間を含む）。

土曜日登録が承認された場合、保護者双方ともに勤務ある日のみ利用できます。

※産休中の利用はできません。

5. 入会の順位について

入会決定時に、受入れ可能な範囲を超えた申請があった場合、入会の順位は、指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順となります。

指数が同じ児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、原則として次の順位により入会を決定します。

- ① 特別支援児童（ただし、特別支援児童の入会枠の範囲に限る。）
- ② 学年の低い児童
- ③ 保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
- ④ 保護の必要な日の日数の多い児童
- ⑤ 保護の必要な日の判定条件にあたる就労等の時間の 4 週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童
- ⑥ 保護者の就労等が自宅外の児童
- ⑦ ひとり親世帯・両親の不存在等により親族等が養育している世帯の児童
- ⑧ 入会を希望する学童クラブが所在する区立小学校の学区内に居住している児童
- ⑨ 同居又は同一敷地内の建物（隣接敷地内及び集合住宅を含む）に居住の祖父母がいない児童
- ⑩ その他（諸般の事情等を総合的に判断する。）

Ⅲ 申込みと審査方法について（申請から入会まで）

学童クラブでは、平成28年4月1日から29年3月31日までの入会を受付けています。現在入会されているお子さんであっても、新年度の入会についてはあらためて申請してください。

■他の区市町村から杉並区へ転入（転校）予定の方へ

杉並区の学童クラブ入会を4月1日から希望される場合は、下記のスケジュールに沿って申請してください。1月21日以降に申請された場合、空き枠がなく、ご希望の学童クラブに入会できない場合があります。

1. 申請期間など

入会申請書類の配布期間	平成27年11月11日から各学童クラブで配布します。 (日曜日・祝日・年末年始12月28日～1月4日を除く。 杉並区のホームページからもダウンロードできます。 ※ ホームページからダウンロードした場合は、必ず、面接日時について希望する学童クラブに電話予約してください。
入会申請受付期間	平成27年12月1日から平成28年1月20日まで (日曜日・祝日・年末年始12月28日～1月4日を除く。) (月～金曜日は午前10時から午後6時まで、土曜日は午前9時～午後5時まで。) 入会希望の学童クラブに直接申し込んでください。
入会面接 ※初めて入会される方が対象です	平成27年12月1日から平成28年1月23日 入会するお子さん及び保護者の方と面接します。面接日時を入会希望の学童クラブに直接予約してください。
入会審査結果通知書の発送	平成28年2月20日（予定）

※ 1月21日以降の申込みについては、随時受け付けます。入会可能数に空きがあり、入会要件を満たしていれば、入会できます。（決定は、2月21日以降になります。）

※ 新しく入会されるお子さんの保護者の方を対象に、3月1日以降に各学童クラブで入会説明会を開催します。入会にあたっての持ち物や書類、一日の流れ、行事、おやつ代などの説明をしますので、必ず出席してください。説明会の日時は、「入会承認通知書」でお知らせします。

2. 申請に必要な書類

□□□□は区所定の用紙です。（杉並区のHPからダウンロードも可）

下記の①・②の書類が必要になります。

① 申請書

申請書は、お子さん一人につき一部提出してください。

書類名	内 容
入会申請書	月～金曜日の午後6時までの利用申請です。
利用時間延長申請書	午後6時～6時30分の利用を申請する場合に必要です。 ※要件等は、7ページの□□□□ 3. 利用時間延長について をご覧ください。
土曜日利用申請書	土曜日の利用を申請する場合に必要です。 ※要件等は、7ページの□□□□ 4. 土曜日登録について をご覧ください。

② 就労等の状況を証明する書類

保護者双方の書類が必要になります。

兄弟姉妹など二人以上が入会する場合、保護者一人につき各一部でかまいません。

保護者の状況	書類名	内 容
雇用されている方	就労証明書 復職証明書 (4 月中に育休から復職される方は、復職後に提出が必要)	勤務先で記入してもらってください。 ※就労証明書と同じ内容が記入されていれば、勤務先所定の様式でもかまいません。 ※勤務実態について不明な点があるときは勤務先に問い合わせる場合があります。 ※育児時間等をとって短時間勤務になっている場合は、実態に合わせて記入してください。 ※4月1日現在育児休業中の場合は対象になりません。ただし、4月中に復職予定の方は対象とします。就労証明書に復職予定日を記入し、復職後に復職証明書を提出してください。
ご自身が証明者になる方 (自営業・事業主・フリーランスなど)	就労状況申告書 就労等実績申出書 〔週単位〕または〔月単位〕 証明書類	ご自身でご記入ください。 過去 1 週間または 1 か月の就労実態を、就労等実績申出書〔週単位〕または〔月単位〕にご記入ください。 併せて、仕事の内容・仕事量が証明できる書類のコピーを添付してください。(10 ページ参照)
内職をしている方	就労証明書 就労等実績申出書 〔週単位〕	就労証明書を内職発注元に記入してもらってください。 就労等実績申出書〔週単位〕は、ご自身で状況を記入してください。
就学・就労のため技能習得をしている方	申出書 就労等実績申出書 〔週単位〕 在学証明書等	ご自身で、申出書に状況を記入し、就労等実績申出書〔週単位〕に過去 1 週間の実績を記入してください。 併せて、在学証明書・入学許可証明書等とカリキュラム(時間割)など状況のわかるものを添付してください。
入院・療養等の方	申出書 就労等実績申出書 〔週単位〕 診断書等	ご自身で、申出書に状況を記入し、就労等実績申出書〔週単位〕に過去 1 週間の実績を記入してください。 併せて、診断書など状況のわかるものを添付してください。 *産休の場合は、母子手帳(出産予定日の書かれたページ)の写しを添付してください。
障害のある方	申出書 手帳の写し	ご自身で、申出書に状況を記入してください。 併せて、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。
看護・介護をしている方	申出書 就労等実績申出書 〔週単位〕 診断書・介護保険証等	ご自身で、申出書に状況を記入し、就労等実績申出書〔週単位〕に過去 1 週間の実績を記入してください。 併せて、介護保険証や障害者手帳または愛の手帳の写し、診断書等、ある場合はケアプランのコピーなど状況のわかるものを添付してください。

■同居・同一敷地内・近隣（自宅より概ね 500m 以内）在住の 75 歳未満の祖父母がいる場合

祖父母が就労等により児童の保護にあたれない場合は、上表の「②就労等の状況を証明する書類」に準じて、その状況を証明する必要な書類を提出してください。

なお、児童の保護にあたれない理由として、ボランティアや生涯学習活動などをされている場合は、「申出書」とその状況が確認できるものを提出してください。(くわしくは、学童クラブにお問い合わせください。)

■会社経営・自営・個人事業主の方へ

ご自分が就労の証明者になる場合には、「就労状況申告書」および「就労等実績申出書〔週単位〕」または「就労等実績申出書〔月単位〕」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

例えば、下表のような、事業主の名前・開設している住所などが明記された証明書の写しや、仕事の内容や時間などがわかるものです。

仕事の種類・形態等	添付書類
飲食店を開設している	保健所等が発行している飲食店営業許可の写し および営業時間の載っているチラシなど
美容院・理容院等を開設している	保健所等が発行している確認証の写し および 営業時間が載っているチラシなど
個人経営の病院や歯科医院などを開業している	保健所等が発行している開設許可証の写し および 診療時間が載っている診察券など
会社等を経営している	営業許可証の写し および会社のチラシなど
ピアノ教室・塾などを開設している	教室の案内書など
事業・仕事を個人で請け負っている	契約の写し および受注票など
フリーライター・執筆業・漫画家・翻訳家・研究者など	契約の写し および執筆した書籍・記事などで 署名が付記されているものなど
フリーの技術者	契約の写し およびシフト表など
Web デザイナー	受注票など。HP の場合は、個人の住所・名前が 明記されているもの

■育児休業取得の場合

育児休業取得中は、学童クラブには入会できません。（年度途中で育児休業に入られた場合は退会となりますので、「退会届」を提出してください。）

ただし、4 月中に復職する場合のみ、新年度の入会受け付け期間に申請することができます。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらい、備考欄に育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに、「復職証明書」を提出してください。（提出されない場合は、退会していただく場合があります。）

なお、産休中は申請ができますが、利用時間延長と土曜日利用の申請はできません。

3. 随時入会・短期入会について

① 年度途中の入会について

年度の途中で保護者が就職された場合などで学童クラブ入会が必要になったときは、随時、入会の申請ができます（随時入会）。入会要件や申請書類等は、通常の入会と同じです。新入会の場合には、入会面接も行います。入会審査には 1 週間程度かかりますので、実際の入会はそれ以降となります。ご了承ください。

なお、受入れ人数に空きがない場合は入会できませんので、あらかじめ希望の学童クラブに空き状況をご確認ください。

② 1年生の4月の短期入会

新1年生については、4月のみの短期入会ができます。

ア 要件

- ・ 保護者双方の就労等の開始時間が12時以前で、かつ終了時間が13時以降であること（通勤時間を含む）。
- ・ その他の要件、指数算定は、通常の入会と同じ（4～6ページ参照）。

イ 申請受付期間

新年度入会と同じ（平成27年12月1日～平成28年1月20日）。

ウ 利用できる期間（入会期間）

平成28年4月1日～4月30日

エ 入会審査について

通常の新年度入会を申請している児童に含めて審査（入会順位を決定）し、審査結果を送付します（平成28年2月20日付けの予定）。

③ 夏休み等学校休業期間中の短期入会

ア 要件

- ・ 保護者双方の就労等の開始時間が12時以前で、かつ終了時間が13時以降であること（通勤時間を含む）。
- ・ その他の要件、指数算定は、通常の入会と同じ（4～6ページ参照）ですが、ご希望の学童クラブに空きがあるときに限られますので、あらかじめ希望の学童クラブに空き状況をご確認ください。新入会の場合には、入会面接を行います。

イ 申請受付期間など

◆4月期の春休みの利用

- ・ 申請受付期間 平成28年3月3日～5日
- ・ 利用できる期間（入会期間） 4月1日から始業式の前日まで
- ・ 1か月分（4月分）の利用料、おやつ代がかかります。

◆夏休みの利用

- ・ 申請受付期間 平成28年7月1日～4日
- ・ 利用できる期間（入会期間） 終業式の翌日から始業式の前日まで
- ・ 2か月分（7・8月分）の利用料、おやつ代がかかります。

◆冬休みの利用

- ・ 申請受付期間 平成28年12月1日～3日
- ・ 利用できる期間（入会期間） 終業式の翌日から始業式の前日まで
- ・ 2か月分（12・1月分）の利用料、おやつ代がかかります。

◆平成29年3月期の春休みの利用

- ・ 申請受付期間 平成29年度の入会案内でお知らせします。
- ・ 利用できる期間（入会期間） 終業式の翌日から3月31日まで
- ・ 1か月分（3月分）の利用料、おやつ代がかかります。

④ 上記以外の短期入会

保護者の出産や入院等により、短期間だけ学童クラブが必要になる場合は、短期入会として申請ができます。このような場合は、空き状況の確認も含め、あらかじめ希望の学童クラブにお問い合わせください。入会要件や申請書類等は、通常の入会と同じです。新入会の場合には、入会面接もを行います。

なお、入会審査には1週間程度かかりますので、実際の入会はそれ以降となります。ご了承ください。

IV 特別な支援が必要なお子さんの受入れについて

心身の障害等により特別な支援が必要なお子さんの受入れについては、適切な保護・育成を行うため、特別支援児童入会審査会での審査等があります。

1. 受入れにあたって

集団育成の可否や保護・育成にあたって必要な介助等について、特別支援児童入会審査会において審査いたします。

- ※ 審査会の資料とするため、入会面接の際にお子さんの状況についてお聞きするほか、保護者の方の同意を得た上で、こども発達センター、たんぼぼ園、保育園、幼稚園、済美教育センター等に問い合わせをする場合があります。

2. 受入れ人数

原則として各学童クラブ 4 名まで。

- ※ 学童クラブの受入れ数（3・19～20 ページ参照）を超える入会申請がある学童クラブでは、4 名に満たない場合があります。
- ※ また、学童クラブの生活の場での介助の必要性が軽度と認められるお子さんについては、上記の枠外で受入れをしています。
- ※ 受入れ人数を超えて入会申請があった場合は、通所の状況や入会指数などにより、入会の順位を決定します。ご希望の学童クラブに入会できない場合は、入会可能な他の学童クラブをご紹介します。

3. 重度重複障害のあるお子さんの受入れについて

重度の身体障害と重度の知的障害があるお子さんについては、高円寺北学童クラブで、6 名まで受入れています。

4. 通所について

学校から学童クラブへの通所が、お子さんだけでは困難で、保護者の方による付添い等も難しい場合は、通所を支援する事業所などのご利用をご検討ください。

- ※ 児童青少年課では、通所支援ボランティアを募集し、学校から学童クラブへの通所の支援が必要なご家庭にご紹介しています。ご希望にそえない場合もありますが、入会申請・面接の際に、職員にご相談ください。

V 利用料の納付と減額・免除制度について

1. 金額

月額 4,000 円（児童一人あたり）です。

※ クラブへの出欠にかかわらず、在籍期間中は納付が必要です。

※ 利用料に滞納分（兄弟姉妹の分を含む）があると、入会できない場合（調整指数を適用）があります。

2. 納付方法

納付方法は、原則として口座振替です。口座振替日（払込日）は、毎月末日です。（末日が金融機関等の休日にあたる場合は、原則として翌営業日になります。）

入会承認通知書と一緒に口座振替依頼書を送付しますので、金融機関で手続きをお願いします。（手続きの方法については、同封する「学童クラブ利用料口座振替のご案内」を参照してください。）

前年度も入会し、口座振替にしている方は、指定口座から引き落としを行いますので、手続きは不要です。また、新年度新たに兄弟姉妹が入会した場合、保護者が同一であれば、同じ口座から引き落としを行いますので、手続きは不要です。

3. 減額・免除制度

利用料には、以下の減額・免除の制度があります。

	事由	利用料	備考
1	生活保護受給世帯の方	全額免除	
2	就学援助受給世帯の方	2分の1に減額	※『平成28年度就学援助の申請書』等は4月に区立小学校で配布の予定です。
3	複数の児童を入会させる方	2人目以降から 2分の1に減額	

利用料減額・免除を希望する方は、『学童クラブ利用料減額・免除申請書』を入会申請時に、学童クラブに提出してください。

原則として添付書類は必要ありません。ただし杉並区にお住まいでない方及び特別支援学校（済美養護学校等）に在学されている方は、生活保護証明書（原本）や就学奨励費支弁区分決定通知書（写し）の添付書類が必要となります。

■上表の事由2に該当される方へ

- 学校へ就学援助の申請を出されても、学童クラブに減額の申請をしていないと、利用料の減額は適用されません。入学（進級）後に就学援助の申し込みをする予定の方も、学童クラブ入会申請時に減額・免除申請書を提出してください。（申請が入会日より後になってしまった場合、入会月にさかのぼっての適用はされませんので、ご注意ください。）
- 利用料の減額が決定されるのは、入会后、教育委員会による就学援助決定後になります（通常7～8月ごろ）。その間は、通常の利用料の納付をお願いします。適用後、すでに納付されている利用料で過払いとなる分がある場合は、以後の月分の利用料に充当します。

VI おやつ代の納入と助成制度について

1. 金額

月額 1,800 円（児童一人あたり）です。

おやつ代は、各学童クラブで管理、運用しています。

納入方法は、学童クラブにより異なりますので、入会説明会等でご確認ください。

2. 助成制度

おやつ代には、以下の助成制度があります。

	事由	利用料	備考
1	生活保護受給世帯の方	全額助成	※『平成 28 年度就学援助の申請書』等は 4 月に区立小学校で配布の予定です。
2	就学援助受給世帯の方	全額助成	

おやつ代助成を希望する方は、『おやつ代助成申請書』を 3 月中に学童クラブに提出してください。（年度途中に入会される場合は、各学童クラブにお問い合わせください。）

※ 助成を決定されるまでの間は、おやつ代を学童クラブに納入してください。

※ 上表の事由 2 に該当される方は、利用料の減額決定同様に、教育委員会の就学援助決定後に助成決定されます。

※ 助成が決定されると、それまで学童クラブに納入いただいたおやつ代は、指定の保護者口座に返金いたします。また、それ以後の月分のおやつ代助成金は、区から学童クラブのおやつ代会計の口座に直接振り込みます。（保護者の方が学童クラブへ直接納入する必要がなくなります。）

【補足】「保護の必要な日」と「出席日数」の考え方（判定方法）

- ① 保護者の勤務等が重なっている日が、「保護の必要な日」となり、それが月～土曜日に3日以上（1年生又は特別支援児童は2日以上）あることが要件です。日曜日は数えません。

<例1>

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	週5日就労	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
	母	週3日就労	休	勤務	勤務	勤務	休	休	休
保護の必要な日の判定			あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	

⇒保護の必要な日が3日となり、対象となる。

<例2>

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	週4日就労	休	勤務	勤務	勤務	勤務	休	勤務
	母	週3日就労	勤務	休	勤務	帰宅が15時	休	勤務	休
保護の必要な日の判定			あたらない	あたらない	○	あたらない	あたらない	あたらない	

⇒保護の必要な日が1日となり、対象とならない。

- ② 保護の必要な日の出席日数が3日以上（1年生又は特別支援児童は2日以上）あることが要件で、定期的な習い事・塾等に行っている場合は差し引いて換算します。

<例3>

		月	火	水	木	金	土	日
保護の必要な日の判定		あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	あたらない
児童の状況		塾	出席	出席	出席	塾		

⇒保護の必要な日でクラブに出席する日が3日以上（1年生又は特別支援児童は2日以上）あるので対象となる。

<例4>

		月	火	水	木	金	土	日
保護の必要な日の判定		あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	あたらない
児童の状況			塾で欠席	塾で欠席	出席			

⇒保護の必要な日でクラブに出席する日が3日未満（1年生又は特別支援児童は2日未満）なので対象とならない。

<例5>

		月	火	水	木	金	土	日
保護の必要な日の判定		○	○	○	○	○	あたらない	あたらない
児童の状況		塾で早退 3時帰り	塾で欠席	出席	出席	塾で早退 3時帰り		

⇒保護の必要な日（5日）でクラブを欠席する日が1日（-1日）、17時より前（1・2年生は15時30分より前）の早帰りの日が2日（-0.5日×2日=-1日）あるので、出席は3日となり、対象となる。

申請要件確認シート

下の表で、申請要件をご確認ください。

STEP 1 <保護者の就労の場合の要件> 就労以外の場合の要件は P.5 参照。

* あてはまっている欄に○

要件	1日に4時間以上である	月曜～土曜で3日以上(4週で12日以上)である	就労等の時間(通勤時間を含む)が17時以前開始、且つ15時30分以降終了(3年以上は16時以前開始、且つ17時以降終了)
父			
母			

●上記項目をすべて満たしていることが必要です。

STEP 2 <保護の必要な日等の判定>

		月	火	水	木	金	土	日	計
保護者の就労等 * 就労している日に○	父								
	母								
①保護の必要な日の判定 * あたる日に○									
②児童の欠席状況 * 「保護の必要な日」の欠席日に×									
③児童の早退状況 * 「保護の必要な日」の早退日に△									

P.4 参照

P.4 参照

P.4 参照

「保護の必要な日」が月～土曜に3日以上(4週で12日以上)、1年生又は特別支援児童は2日以上(4週で8日以上)あり、その日に欠席する日数を－(マイナス)します。早退する日(1・2年生は15時30分より前、3年生以上は17時より前)は、1回につき－0.5日として換算します。

① 日(○の数)－② 日(×の数)－③ 日(△の数×0.5)＝ 日

●3日以上(1年生又は特別支援児童は2日以上)になる⇒要件あり。

●3日未満(1年生又は特別支援児童は2日未満)になる⇒要件がないので申請はできません。

要件のある場合は、指数を計算してみてください。

STEP 3 <指数の算定>

基準指数		
調整指数	保護の必要な日数調整	
	世帯状況による調整	
	祖父母による調整	
	学年による調整	
	利用時間による調整	
	その他	
合計		

P.5 参照

P.6 参照

●5以上になる⇒申請対象です。

●5未満になる⇒学童クラブの対象にはなりません。

【学童クラブQ&A】

Q・通勤時間・通勤経路に、保育園のお迎えを含めてもかまいませんか。

A・保育園のお迎えや買物などは含めません

勤務先からご自宅まで直接帰る場合の時間及び経路を記入してください。通勤時間は、自宅と職場との間の通勤に要する時間であり、自宅と職場の直行経路による時間とし、原則として下記の時間で計算してください。

- ① 徒歩の場合は、直線1kmにつき20分（時速3km）とします。
- ② 自転車の場合は、直線1kmにつき10分（時速6km）とします
- ③ 自家用車、オートバイの場合は、直線1kmにつき4分（時速15km）とします。
- ④ 公共交通機関（電車・バス）は、区の基準（時刻表に準拠）による時間計算により再計算させていただく場合があります。

Q・産休・育児休業中は入会できますか。

A・産休中は要件が認められますが、育児休業中は入会要件になりません。

ただし、4月中に復職予定の場合は、4月1日から利用できます。就労証明書に復職日や、復職した場合の勤務日等を記載して提出してください。4月中の復職が延期になった場合は、4月末で退会となります。

Q・学童クラブはお休みや早退ができるのでしょうか。

A・保護者の方の仕事がお休みの場合や、習い事などで、決まった曜日にお休みしたり早退したりすることができます。

ただし、欠席や早退で、出席日数が要件を満たさなくなってしまう場合には、退会していただくこととなります。その場合には、退会届を提出してください。

欠席や早退は、必ず事前に保護者の方からご連絡ください。安全管理上、お子さんの申し出だけでは対応しません。

なお、早退や帰宅時間は、30分刻みで対応しています。（例 3時帰り、3時半帰り、4時帰り…など。）

Q・保護者の就労が週3日以上が要件ということですが、日曜日を入れて3日働いている場合は、対象になりますか。

A・月曜～土曜日の間で3日以上ですので、対象にはなりません。

Q・フリーで仕事をしていて、雇用されていないのですが、どのような書類を提出すればいいですか。

A・「就労状況申告書」にはご自身で記入し、併せて、ご自身のお名前・住所が記されている許可証等の写しや契約書などを添付してください。また、「就労等実績申出書〔月単位〕」の書類に、最近1か月の就労実態（時間や場所、仕事内容等）を具体的に記入してください。

Q・残業等で急に遅くなる時に利用時間延長を利用できるのでしょうか。

A・臨時的な要件での利用はできません。また、すでに登録している方も承認された曜日以外は利用できません。

Q・送迎は必要でしょうか。

A・学童クラブは自力通所を基本としていますので、送迎の必要はありません。お子さんは自分で帰宅しますので、帰り道の経路や交通ルール等、ご家庭でよく話し合い、確認してください。入会前に、帰る予定の時間に合わせて、実際にお子さんと一緒に歩いてみることをお勧めします。また、同方向に帰るお子さんは一緒に帰るよう学童クラブで声をかけています。

Q・途中外出はできるのでしょうか。

A・クラブからの途中外出は、病院への通院・学校の調べ物等の場合に可能です。その他の理由（習い事、友だちの家に出かけるなど）では途中外出はできませんので、早退又は欠席になります。詳しい説明は、各学童クラブの保護者会等で行います。

Q・学童クラブと保護者との連絡はどのようにしますか。

A・日常的な連絡は連絡帳を使って行いますので、連絡帳を毎日お子さんに持たせてください。また、年に数回保護者会を開くほか、個人面談等もありますので、是非ご参加ください。

Q・学童クラブで怪我をした場合の対応はどのようなのでしょうか。

A・応急手当を職員が行い、必要に応じて医療機関を受診します。その場合、保護者にご連絡した上で連れて行きますが、緊急の場合で保護者の方に連絡が取れない時は、学童クラブの判断で連れて行きます。応急手当に当たって、湿布などの薬品でアレルギーのある場合は、あらかじめお知らせください。

また、通所時に怪我や事故に遭わないために、寄り道などしないよう、ご家庭でのご指導をお願いします。

なお、万一、育成時間中のほか、学校から学童クラブへ来る途中、学童クラブから自宅に帰る途中で怪我をした場合も、「児童館傷害保険」の対象となります。

Q・おやつ時間より前に早退する場合には、その日のおやつは持ち帰ることができるのでしょうか。

A・各学童クラブによっておやつ時間は若干異なりますが、その時間より早く学童クラブを退室する場合には、持ち帰りはさせていません。

Q・働く曜日や時間が不規則な勤務なのですが、勤務先でどのように証明してもらえばいいですか。

A・過去3か月の就労実績から平均し、1週間における勤務日数を割り出します。その日数に合うように、多く勤務した曜日や時間を、「就労証明書」に記入してもらおうよう、勤務先にお話してください。

《杉並区学童クラブ一覧》

■児童館内学童クラブ

	クラブ名	目安数	所在地	電話番号	主な対象小学校
1	阿 佐 谷	70	阿佐谷北 1-6-14 阿佐谷児童館内	3337-7481	杉並第一
2	天 沼	78	天沼 1-6-25 天沼児童館内	3398-8717	天沼
3	井 草	83	井草 2-15-15 井草児童館内	3390-9666	八成
4	今 川	50	今川 3-3-18 今川児童館内	3394-5302	四宮・三谷・桃井第一
5	永 福 南	79	永福 2-6-12 永福南児童館内	3322-6148	永福
6	荻 窪	82	荻窪 2-40-2 荻窪児童館内	3391-0017	西田
7	荻 窪 北	80	荻窪 5-15-13 荻窪北児童館内	3398-0081	桃井第二
8	上 井 草	76	上井草 3-6-24 上井草児童館内	3390-2228	三谷
9	上 荻	54	上荻 1-20-13 上荻児童館内	3392-2356	天沼
10	上 高 井 戸	81	高井戸東 1-18-5 上高井戸児童館内	3304-4773	高井戸東
11	高 円 寺 北	62	高円寺北 2-2-18 高円寺北児童館内	3339-2621	杉並第四
12	高 円 寺 中央	53	高円寺南 2-52-2 高円寺中央児童館内	3315-0395	杉並第八
13	高 円 寺 東	66	高円寺南 1-7-22 高円寺東児童館内	3315-1802	杉並第三
14	高 円 寺 南	71	高円寺南 3-24-15 高円寺南児童館内	3315-1866	杉並第六
15	四 宮 森	81	上井草 2-41-11 四宮森児童館内	3395-1574	四宮
16	下 井 草	68	下井草 3-13-9 下井草児童館内	3396-8888	桃井第五
17	下 高 井 戸	90	下高井戸 4-19-6 下高井戸児童館内	3304-0260	高井戸第三
18	松 庵	77	松庵 2-23-34 松庵児童館内	3334-0067	松庵
19	善 福 寺	77	善福寺 1-18-9 善福寺児童館内	3395-1576	井荻
20	善 福 寺 北	91	善福寺 3-13-10 善福寺北児童館内	3396-7936	桃井第四
21	高 井 戸	101	高井戸西 2-5-10 高井戸児童館内	3334-0902	高井戸
22	高 井 戸 西	59	高井戸西 1-17-5 高井戸西児童館内	3332-0438	富士見丘
23	成 田 西	55	成田西 3-10-38 成田西児童館内	3391-1857	杉並第二
24	西 荻 北	67	西荻北 1-9-5 西荻北児童館内	3395-3461	桃井第三
25	西 荻 南	56	西荻南 3-5-23 西荻南児童館内	3334-0903	高井戸第四
26	浜 田 山	99	浜田山 4-21-3 浜田山児童館内	3317-5166	浜田山
27	東 原	86	下井草 1-23-23 東原児童館内	3395-1573	杉並第九
28	方 南	94	方南 1-51-7 方南児童館内	3323-6105	方南
29	堀ノ内東	77	堀ノ内 3-49-19-101 堀ノ内東児童館内	3315-7923	杉並第十
30	堀ノ内南	62	堀ノ内 1-9-26 堀ノ内南児童館内	3316-5090	済美
31	本 天 沼	71	本天沼 3-34-35 本天沼児童館内	3395-3803	沓掛
32	松 ノ 木	88	松ノ木 2-33-6 松ノ木児童館内	3315-6028	堀之内
33	馬 橋	74	高円寺北 4-2-17 馬橋児童館内	3330-0794	馬橋

(次ページにつづく)

34	宮 前	74	宮前 4-15-13 宮前児童館内	3332-0455	高井戸第二
35	宮 前 北	94	宮前 3-29-6 宮前北児童館内	3332-0431	荻窪
36	桃 井	83	桃井 2-10-9 桃井児童館内	3396-4527	桃井第一
37	和 田 中 央	71	和田 1-38-18 和田中央児童館内	3382-0400	和田

* 現在の和泉学童クラブは、平成 28 年 4 月 1 日から、和泉学園学童クラブ(下記 42)に統合します。

□単独学童クラブ

	クラブ名	定員	所 在 地	電話番号	主な対象小学校
38	上高井戸第二	30	高井戸東 1-12-1 高井戸東小学校内	3306-4485	高井戸東
39	浜田山第二	45	浜田山 4-23-1 浜田山小学校内	5306-6678	浜田山
40	久 我 山	100	久我山 5-18-7 久我山小学校内	3331-4180	久我山
41	大 宮 小	60	堀ノ内 1-12-16 大宮小学校内	3317-1718	大宮
42	和 泉 学 園	150	和泉 2-17-14 杉並和泉学園内	3323-6107	杉並和泉学園 (新泉和泉)
43	松 ノ 木 小	60	松ノ木 1-2-26 松ノ木小学校内	3316-9294	松ノ木
44	杉 七	100	阿佐谷南 3-19-2 杉並第七小学校内	5347-0661	杉並第七
45	杉 二	60	成田西 3-4-1 杉並第二小学校内	3314-2208	杉並第二
46	東 田	50	成田東 1-21-1 東田小学校内	5378-8831	東田
47	今 川 北	50	今川 2-22-23	3397-1201	四宮
48	桃 五	60	下井草 4-23-8	3399-5185	桃井第五
49	高 二	60	久我山 4-49-1 高井戸第二小学校内	3332-7812	高二

網かけの 39～49 の学童クラブの運営は、民間事業者に委託しています。

指定校変更により小学校に入学される場合（学区域外に居住している場合）、入会希望が多い学童クラブについては、学校に対応する学童クラブに入会できないことがあります。



[民間学童クラブ] ※児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として届出があるもの

区内には民間の学童クラブが 2 か所あります。入会募集時期・利用料など施設ごとに異なりますので、直接お問い合わせください。

クラブ名	所在地	電話番号
コンビプラザ桃井キッズクラブ	桃井 3-7-3	5311-3255
ひのまる児童くらぶ	荻窪 5-17-18	3391-1747

学童クラブの1日の流れ

一日の流れ

<学校がある日>

		3:30,4:00		4:45	5:00	5:45	6:00	6:30
下校	自由遊び	おやつ	自由遊び	5時帰り 帰りの会	自由 遊び	6時帰り 帰りの会	利用時間 延長 (登録児童 のみ)	

* お帰りの会(クラブ会)は全員5時の時に一斉に行うところもあれば、5時と6時と2回に分けて行うところもある。

<学校休業日>

	8:30~9:30	12:00	1:00	3:30	4:45	5:45	6:00	6:30	
来所	自由遊び 学習	昼食 (~1時 休憩)	自由遊び (夏休みは昼 寝をするク ラブもある)	おやつ	自由 遊び	5時帰り 帰りの会	自由 遊び	6時帰り 帰りの会	利用時間 延長 (登録児童 のみ)

◎ 土曜日は8:30~17:00までの利用となる。保護者の就労が土曜日に定期的に(月1回以上)あれば、土曜登録をして利用できる。単発に土曜日に就労となった場合は、その都度、申出書にて申請をして利用する。

◎ 学校休業日(特に長期休み)に関して

※ 朝は8:30から来所し、来た子どもから順次30分程度の勉強をする学童クラブもあれば、9:30までは自由遊びとし、9:30の段階でいっせいに30分程度の勉強にとりかかる学童クラブもある。

※ 9:50ぐらいになると、出席を取り、その日の1日の流れを子どもたちに伝えるなどすると、子どもも見通しが持てていいようである。

※ 朝は9:30までに来所するよう呼びかけている学童クラブも多いが、朝の学習は家庭の方が落ち着いてできるという子や、家のリズムが朝遅めの家庭などは、10:00に来所してもいいとしている学童クラブもある。

※ 児童館が10:00開館なので、それまでは学童クラブの部屋でのみ過ごすことになるが、子どもの人数に対して部屋の面積が狭い学童クラブでは、学童のそばにある児童館の一室などを使うこともある。

※ 夏休みは、学童クラブのスペースの問題もあるが、13:00からは、一定時間、昼寝をさせている学童クラブが多い。⇒ 1年生全員と希望者だけとか、プールに午前中行った子はなるべくさせるようにしている。(寝ても寝なくても体を横にするだけでもいいと呼びかけたり、職員がお話を読んだりするなど工夫する。) 時間に関しては、1時間程度が多い。



下高井戸学童クラブ運営業務
公募型プロポーザル実施要領
別 冊

平成 28 年 7 月

(事務局) 杉並区保健福祉部児童青少年課
〒167-0051 杉並区荻窪 1-56-3
電話 (3393) 4760 FAX (3393) 4714

